

新・さっぽろ子ども未来プラン パブリックコメント意見反映版

※ パブリックコメント意見に基づき計画案を修正した箇所は、計画案の「第4章 具体的な施策の展開」に関連する箇所となりますので、本資料は第4章部分のみ抜粋しております。

【修正箇所一覧】

■修正点 1	50 ページ
■修正点 2	56 ページ
■修正点 3	60 ページ
■修正点 4	64 ページ
■修正点 5	64 ページ
■修正点 6	69 ページ
■修正点 7	77 ページ
■修正点 8	77 ページ
■その他修正	77 ページ

第4章 具体的な施策の展開

本章では、第3章で記載した「施策体系」に基づく、主な事業・取組を整理しています。

<現状と課題>

基本目標ごとに、当該目標における現状と課題を整理しています。

<施策の方向性>

基本施策ごとに、目標達成に向けた施策の方向性を記載しています。

<主な事業・取組>

基本施策ごとに、個別の「主な事業・取組」を整理しています。

基本目標1：子どもの権利を大切にす環境の充実

基本目標2：安心して子どもを産み育てられる環境の充実

基本目標3：子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

基本目標4：配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

(担当部の記載について)

「総」 総務局

「市」 市民まちづくり局

「保」 保健福祉局

「子」 子ども未来局

「環」 環境局

「経」 経済局

「都」 都市局

「教」 教育委員会

基本目標 1 子どもの権利を大切にす環境の充実

<現状と課題>

平成 21 年 4 月に施行した権利条例に基づき策定した推進計画では、「子どもの意見表明・参加の促進」をはじめとして 4 つの基本目標を掲げ、これまで総合的な施策を展開してきました。

その結果、自分のことが好きだと思ふ子どもの割合や子どもの権利が守られていると思ふ人の割合など、設定した成果指標はおおむね増加傾向となっており、一定の成果を生んでいることが分かります（9～10 ページ参照）。

○ 子どもの権利についての広報普及・理解促進

広報普及・理解促進では、条例そのものの認知度は、平成 21 年度に実施した前回調査時よりも増加しているものの、いまだ高いものとは言えない現状にあります（25 ページ・図 21、図 22 参照）。特に、条例の「内容を知っている」という理解の面では、回答する割合が前回調査からわずかではあるものの減少していることは、重要な課題となります。

また、30～40 歳代の比較的若い年代の認知度が低い結果となっており（26 ページ・図 24 参照）、子育て世代を中心とした大人の認知度の向上も課題と認識しています。

○ 様々な場面における子どもの意見表明・参加の機会の拡充

将来の札幌の自治を担う子どもが、あらゆる場において自分たちの意見を表明し、積極的に参加することができるよう、そのための仕組みづくりを進めることが重要となります。

大人は、家庭や学校、地域、市政において、子どもが意見を言ったり、行事などの企画運営に主体的に関わることに肯定的にとらえている一方で（18 ページ・図 11 参照）、実際に「言うことができる」と答えた子どもの割合は前回調査よりは増加しているものの、決して高くはない現状にあります（19 ページ・図 12 参照）。

○ 子どもの居場所の充実

子どもの豊かな成長にとっては、ふだんの生活の中で、自分が受け止められ、安心して過ごすことができることと実感することや、様々な活動を通して人間関係をつくり合うこともとても大切です。家庭内での子どもに対する保護者のふるまいや、家庭をはじめとした学校、地域や市政において、子どもが自分の考えや意見を言うことができると感じることに、自分自身を肯定的に捉えることとの間に一定の関係性が認められることから（21 ページ・図 15 参照）、子どもの自己肯定感を高め、子どもの豊かな成長・発達を促すためには、子どもの身近な環境における大人の認識を高めていくための取組が必要です。

○ 子どもの権利の侵害への速やかな対応

いじめや児童虐待といった子どもの権利の侵害が、大きな社会問題となっている中、札幌市においても子どもアシストセンターの相談件数は毎年実件数で 1,000 件を超え（23 ページ・図 18 参照）、また、平成 25 年度の児童虐待の認定件数は、児童相談所が 402 件、区役所の合計が 251 件となっており（24 ページ・図 19 参照）、いまなお深刻な問題であることがうかがえます。

いじめや児童虐待などは、子どもにとって身近な存在から受けるものであり、その後の成長・発達にも大きな影響を及ぼすおそれがあることから、これらの権利侵害への対応は緊急の課題となっています。

また、実態・意識調査では、大人、子どもともに、権利条例で定める様々な権利の中でも「いじめ、

虐待、体罰などから心や体が守られること」という権利が最も「守られていない」と感じているという結果が出ています（23 ページ・表 3 参照）。

子どもには、いじめや児童虐待などから守られる権利があるということや、一人の人間として尊重される権利があるということを、すべての市民が理解するとともに、お互いの違いを認め、尊重しあい、子どもの権利の侵害を未然に防ぐために、行政のみならず、市民が一丸となって取り組むことができるような環境を整えることが重要です。

【子どもの権利に関する推進計画の基本方針】

『子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性を育むまちの実現』

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」においては、すべての子どもは、生まれたときから権利の主体として、あらゆる差別や不利益を受けることなく、毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができ、そのために、子どもにとって最もよいことは何かを考えながら子どもの権利を大切にしていくことを、大人の責務として明記しています。

子どもは、大人とのよりよい関係の中で安心して過ごし、豊かな学びや体験、社会との様々な関わりを経験する中で、自立性と社会性を身につけ、大人への階段を一段一段登っていきます。

すべての子どもが公平で豊かな子ども時代を過ごすことができるよう、大人一人ひとりが子どもの権利の大切さを理解し、子どもの育ちを社会全体で支えていく、子どもにやさしいまちの実現を目指します。

【子どもの権利とは・子どもの最善の利益とは】

「すべての子どもは、未来と世界へ羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。」

これは、札幌市が平成 20 年に制定（平成 21 年 4 月 1 日施行）した、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（子どもの権利条例）」前文の冒頭の一文です。

「子どもの権利」とは、子どもが毎日を生き生きと過ごし、自立した社会性のある大人に成長・発達するために欠かすことのできない大切なもので、子どもの基本的な人権ということができます。この権利は、生まれながらにだれもが持っており、日本国憲法や、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）で保障されているものです。条例では、子どもにとって特に大切な権利を 21 項目定め、「安心して生きる権利」、「自分らしく生きる権利」、「豊かに育つ権利」、「参加する権利」の 4 つに分類しています。

「安心して生きる権利」

- ・愛情を持って育まれること
- ・いじめ、虐待、体罰から守られること

「自分らしく生きる権利」

- ・かけがえのない自分を大切にすること
- ・個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること

「豊かに育つ権利」

- ・健康的な生活を送ること
- ・様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと

「参加する権利」

- ・自分の意見を表明すること
- ・表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること

「子どもの最善の利益」とは、子どもに関わることを決めるときには、大人の考えや事情だけではなく様々な状況をもとにして、子どもにとって最もよいことは何かを考え判断するということが、子どもの権利条約や権利条例における基本原則の一つです。

基本施策 1 子どもの権利を大切にす意識の向上

<施策の方向性>

権利条例の目的とする子どもの権利が尊重される社会を実現するためには、子どもの権利を守る立場にある大人一人ひとりが正しく子どもの権利を理解し、日頃から子どもの育ちに関心を持ち、子どもとのかかわり方を意識するなど、家庭、学校や施設、地域といったあらゆる場において、子どもの権利を尊重した行動や取組を行っていくことが必要となります。

こういった大人の言葉や行動を通して、子どもが権利に対する理解を深めていくことにつながるともいえます。また、子どもの権利が守られるためには、子ども自身が、自らの持つ権利を正しく学ぶとともに、他者の持つ権利についても意識し、お互いの権利を尊重しあうことができるよう理解することが重要です。

子どもの権利に対する関心を高めるためには、権利条例の認知を進めることが有効であり、また、札幌市が権利条例を制定したことにより、市民の中に子どもの権利が大切にされ、守られているという実感が根付いていくことが、あらゆる権利の保障につながる大切なことであると考えます。

このため、すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、子どもの育ちに関わる団体やNPO、地域団体などとの連携・協力を進めるとともに、様々な機会を捉え、広報・普及活動や理解促進のための活動に積極的に取り組み、子どもの権利を大切にす意識の向上を目指します。

<主な事業・取組>

1 子どもの権利に関する理解の促進

■子どもの権利の理解促進

従来の広報・普及に加えて、それらが市民に行き渡るよう、出前講座や出前授業といった直接大人や子どもに語りかけることのできるような手法に重点的に取り組みます。特に、就学前や小学校低学年の子どものいる保護者など、子どもとの関わりが深い世代や若い世代に対しては、第1次推進計画で作成した子どもの権利条例の絵本などを活用し、効果的な手法により理解促進を進めていきます。

また、権利条例を制定している他の自治体と連携を行いながら、より広域的に子どもの権利に関する情報を発信していきます。

事業・取組名	事業内容	担当部
【新規】他都市との連携・情報発信	権利条例を制定している他の自治体との連携強化を進めるとともに、札幌市の取組を積極的に発信する。	子) 子ども育成部
【新規】啓発活動の充実[再掲]	絵本などを活用した就学前や小学校低学年の子どもの保護者への啓発活動を行う。また、両親教室や母親教室などの機会を通じた啓発活動を行う。	子) 子ども育成部
【拡充】出前講座・出前授業の充実	子どもの権利に関する出前講座や子ども向け出前授業を実施する。	子) 子ども育成部
「さっぽろ子どもの権利の日」事業	権利条例第5条で定める「さっぽろ子どもの権利の日（11月20日）」において、子どもの参加の取組や大人向けの講演会など、子どもの権利の理解促進を進める。	子) 子ども育成部

■市民参加による広報・普及活動の充実

広報・普及や理解促進に当たっては、行政だけが行うのではなく、子どもの育ちに関わる団体やNPO、地域団体などとの連携・協力を進めるとともに、市民自らが担い手となって情報を発信していきけるような仕組みについても検討を進めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
【新規】子どもレポーターの設置[再掲]	子ども向けの広報紙を子ども自らが取材・編集を行い、活動を発信できるよう、子どもレポーターの設置などの仕組みをつくる。	子) 子ども育成部
【新規】他団体との連携による広報・普及活動の実施	読み聞かせ団体等と連携した子どもの権利の絵本の読み聞かせによる広報・普及活動を進める。	子) 子ども育成部
【新規】子どもの権利普及啓発員制度の検討	市民自らが子どもの権利の広報・普及の担い手となり、地域等で子どもの権利の保障を推進する、子どもの権利普及啓発員「(仮称) 子どもスマイルサポーター」の設置を検討する。	子) 子ども育成部

2 子どもの権利に関する学びの支援

■子どもの権利に関する学びの支援

子どもの権利に関する理解を深めるため、一般的な広報・普及活動に加えて、市民向けの講座などを活用し、市民に対する子どもの権利に関する学びの支援の充実をより一層図ります。

また、子どもに対しても、成長・発達段階に応じて、様々な媒体の活用や表現の工夫により理解を深める取組を充実します。

事業・取組名	事業内容	担当部
【新規】特別な教育的支援を要する子どもに対する理解促進の充実	障がいのある子どもなどが、子どもの権利に関する理解を深めるため、その特性に配慮した学びの内容などについて調査研究を進める。	子) 子ども育成部 教) 学校教育部
家庭教育学級の推進[再掲]	親等が、子どもとの接し方や親としての役割などについて、園・学校単位で自主的・計画的に学習する家庭教育学級を推進する。	教) 生涯学習部

■子どもの権利を生かした学校教育の推進

子どもが権利について理解を進めていくためには、授業等の学校教育における取組が重要です。

教育委員会では、子どもの権利の理念を生かした学校教育の推進を図るため、人権教育推進事業などにおいて、子どもの権利に関する指導の在り方等について研究し、その成果を公開授業や各種研修会、教育課程編成の手引きなどを通じて情報提供を行うなど、学校における実践の充実に向けた支援を行っています。子ども未来局と教育委員会では、小・中学生向けパンフレットの内容を見直しており、見直し後、学校の授業等で活用が図られるように取り組みます。

こうした取組をより一層推進し、各学校での授業や教育活動の各場面で、子どもの成長・発達段階に応じた取り上げ方をすることによって、子どもたちが子どもの権利に関する理解を深めることができるよう指導の充実を図ります。特に、子どもたちが自分自身の権利や他者の尊重等について学んだり、いじめ防止に向けた児童会・生徒会活動など、自らの手で問題を解決することの大切さに気付いたりできるよう、子どもの主体的な活動を促す実践的な取組に対する支援を充実します。

事業・取組名	事業内容	担当部
小中学生向けパンフレットの活用	小・中学生向け子どもの権利に関するパンフレットを継続的に見直しながら、学校の授業等での活用が図られるよう取り組む。	子) 子ども育成部 教) 学校教育部
民族・人権教育の推進	教育委員会が指定する研究推進校において、民族や子ども、女性、障がい者等の人権に関する授業等の実践研究を行い、その成果を生かして、各学校での指導方法の工夫改善を図る。また、講演会等を通じて、子どもの人権感覚の育成に向け、保護者や地域の方々との共通理解を図る。	教) 学校教育部
子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進	子どもが自他の権利の尊重などについて学び、児童会・生徒会活動などに主体的に参加したり、子ども同士が支え合い、よりよい人間関係を築く活動（ピア・サポート ²¹ など）に取り組んだりするなど、子どもの権利の理念を生かした教育活動を推進する。	教) 学校教育部
子どもの権利に関する教員研修	子どもの権利の理念を生かした教育活動が、各学校において一層図られるよう、教員向けの研修を実施する。	教) 学校教育部

基本施策 2 子どもの意見表明・参加の促進

<施策の方向性>

平成 25 年度の子どもの実態・意識調査の結果からも明らかであるとおり、子どもが様々な場面で自分の考えや思いがあるときにそれを言うことができると感じることと、子どもの自己肯定感に一定の関係性があることから（21 ページ・図 15 参照）、子どもの自立性、社会性を育み、健やかな成長・発達を支えるとともに、また、大人が、子どもの最善の利益を見い出していくうえでも、子どもが意見表明を通して大人とのやりとりを重ねることが重要であり、様々な場面において意見表明、参加を保障する必要があります。

一方、自分の考えや思いがあるときに、それを「言うことができる」と答えた割合は必ずしも高いものではない結果となりました（19 ページ・図 12 参照）。

また、成長過程における様々な場面において、興味や関心を持って主体的に学ぶことや、自然や芸術・文化、社会体験などの多様な体験を積み重ねることも、豊かな人間性を育てていくために大切なことです。

これらのことから、今後は、子どもの参加を実質的に保障するため、子どもが安心して意見表明できる環境づくりとそれを支える大人の理解を進め、また、子どもが自ら意欲的に学び、体験することのできる機会の充実に向け取組を進めます。市政においても、様々な場面で子どもの参加の機会を充実していくとともに、学校や子どもが利用する施設、地域においても、関係団体等との連携や主体的な子どもの参加の取組への支援など、これらの取組を通じて子どもの意見表明と参加の促進を目指します。

<主な事業・取組>

1 意見表明しやすい環境づくり

■子どもの意見表明に関する広報・啓発

意見表明に関する意義・重要性について市民への広報・普及活動を積極的に行うとともに、地域のまちづくり活動に子どもの声を生かしていくための支援を積極的に行います。

²¹【ピア・サポート】ピアとは「仲間」、サポートは「支援」「支える」という意味であり、ピア・サポートとは、「仲間による支援活動」のこと。例えば、子どもがトラブルで困っている友達にアドバイスしたり、課題への手助けをしたりするなどの活動がある。

事業・取組名	事業内容	担当部
小中学生向けパンフレットの活用[再掲]	小・中学生向け子どもの権利に関するパンフレットを継続的に見直しながら、学校の授業等での活用が図られるよう取り組む。	子) 子ども育成部 教) 学校教育部
【拡充】 出前講座・出前授業の充実 [再掲]	子どもの権利に関する出前講座や子ども向け出前授業を実施する。	子) 子ども育成部

2 子どもの参加の機会の充実と支援

修正点 1

■市政における子どもの参加の推進

市政への子どもの視点の反映について、子ども自身が内容を理解しやすいように、家庭や子ども同士で話し合い考えたりできるような、子どもに分かりやすく、魅力的な情報発信に努めるとともに、子どもが気軽に意見を提案できる方法を取り入れていきます。また「子ども企画委員会」、子ども向けのパブリックコメントやアンケートの実施などのこれまでの方向性を継続しつつ、子どもの参加をより積極的に進めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
【新規】 子どもレポーターの設置	子ども向けの広報紙を子ども自らが取材・編集を行い、活動を発信できるよう、子どもレポーターの設置などの仕組みをつくる。	子) 子ども育成部
子どもからの提案意見募集ハガキ	子どもが市政に対して気軽に意見や提案をできるよう、返信用ハガキのついた資料を作成し、学校等を通して配布する。	子) 子ども育成部
市政への子どもの意見の反映	子どもたちによる意見交換や検討を行う「子ども企画委員会」の設置や子ども向けパブリックコメントの実施など、子どもに大きく関わる施策や事業を実施する際は、子どもの意見を市政に反映するよう取り組む。	子) 子ども育成部
子ども議会の実施	子どもたちが子ども議員として、それぞれ 10 人程度の委員会に分かれ、話し合いや勉強会を行い、札幌市に対する提案事項をまとめる。まとめた提案事項を本会議で提案し、市長等が答弁を行う。	子) 子ども育成部
子ども向け情報提供の充実	子ども向け資料の作成や子ども向けホームページの作成など、子どもにわかりやすい情報発信を進める。	子) 子ども育成部

■施設の運営や学校の教育活動への子どもの参加の促進

子どもが利用する施設において、「子ども運営委員会」の設置などにより、施設運営に子どもの意見を反映する組織やルールづくりを進めるとともに、PTAが実施している生徒会サミットのような子ども同士の話し合いの場や、大人（教師・親）と子どもが学校のきまりごとなどの共通の関心事について話し合いを行う場を広めていくなど、子どもたちの発達段階に応じて、学校における参加の機会の充実と子どもが利用する施設における施設の運営に子どもが関わる取組を進めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
わたしたちの児童会館づくり事業	子どもたちが、児童会館やミニ児童会館 ²² の運営等に主体的・積極的に関わり、参加できる仕組みづくりを通じて、子どもたちが社会の一員として意見を表明できる機会を増やし、地域への愛着やまちづくりに対する関心を育む。	子) 子ども育成部

²² 【ミニ児童会館】小学校区内に児童会館がない地域の小学校の余裕教室等を活用して設置する児童会館を補完する施設。

【拡充】「子ども運営委員会」の拡充	子どもが利用する施設において、「子ども運営委員会」を設置するなど、施設運営に子どもの意見を反映する組織やルールづくりを進めていく。	子) 子ども育成部
子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進[再掲]	子どもが自他の権利の尊重などについて学び、児童会・生徒会活動などに主体的に参加したり、子ども同士が支え合い、よりよい人間関係を築く活動(ピア・サポートなど)に取り組んだりするなど、子どもの権利の理念を生かした教育活動を推進する。	教) 学校教育部

■地域における子どもの参加の支援

子どもの参加に対する具体的な支援や参加の機会の提供といった実践的な取組についても検討を進め、子どもの参加の取組を関係団体等と連携して地域のまちづくりへの子どもの参加を一層進めていきます。

事業・取組名	事業内容	担当部
【新規】地域への子どもの参加の支援	地域における子どもの参加による取組が進むよう、子どもの参加に関する地域団体等への支援の仕組みについて検討を進める。	子) 子ども育成部
子どもまちセン一日所長	地域の子どもの将来のまちづくりの担い手として育成するため、まちづくりセンターの役割や地域のまちづくり活動を学ぶ機会を創出する。	市) 市民自治推進室
元気なまちづくり支援事業	身近なまちづくり活動を体験する機会を区の創意や裁量により実施するとともに、子どもが自らできるまちづくり活動やその取組方法を紹介する手引きを配布する。	市) 市民自治推進室

3 豊かな学びと多様な体験活動に対する支援

■札幌の課題や特色を踏まえた学びの支援

札幌らしい特色ある学校教育のテーマのうち、「雪」、「環境」については、札幌での生活と深く関わる内容であることから、地域のまちづくりの視点も大切にして、学校の教育課程に適切に位置付けたり、地域が主体となった体験的な取組を子どもたちに提供したりすることが必要です。将来の地域社会の担い手である子どもが、生活の在り方やお互いの支え合いといった暮らしについて、地域と連携しながら地域の中で学ぶ取組を進めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
「ふるさと札幌」を学ぶ機会の充実	札幌の歴史、自然、環境、公共、未来等に関する学習教材や指導方法等の研究推進校による研究開発を行い、その成果を各園・学校に普及啓発を図ることで、各教科等を通して札幌の特色や魅力を学ぶ機会を拡充する。	教) 学校教育部
札幌らしい特色ある学校教育の推進[再掲]	各幼稚園・学校において、「札幌らしい特色ある学校教育」として共通に取り組む「雪」「環境」「読書」の三つのテーマを中核とし、札幌の自然環境・人的環境・文化的環境などを生かしながら、体験的な活動や、生涯にわたり学び、向上し続けようとする意欲を培うための基盤となる学習活動に取り組む。	教) 学校教育部
子どもまちセン一日所長[再掲]	地域の子どもの将来のまちづくりの担い手として育成するため、まちづくりセンターの役割や地域のまちづくり活動を学ぶ機会を創出する。	市) 市民自治推進室

■体験活動に対する支援

子どもが、将来の札幌を支え、国際社会で活躍する自立した社会人に育つことができるよう、子どもの豊かな心を育み、可能性を広げることにつながる、学びの充実に向けて取組を進めます。

自然体験や職業体験、生活体験、異文化・異世代交流体験など、多様な体験を重視する取組について、様々な団体と協力しあいながら、それぞれの得意分野を生かした形での連携をより積極的に進めていきます。

事業・取組名	事業内容	担当部
【新規】「子どもの体験活動の場」事業 [再掲]	子どもの自立性・社会性・創造性を高めることを目的に、多様な体験活動の機会を子どもに提供するため、旧真駒内緑小学校跡施設の1階の一部や体育館及びグラウンドの一部を活用して、子どもが自主的に様々な体験活動を行うことができる空間をつくる。	子) 子ども育成部
【拡充】プレーパーク推進事業[再掲]	子どもの自主性、創造性、協調性を育むことを目的として、既存の公園などを活用しながら、規制を極力排除した子どもの遊び場を地域住民等が開催・運営する取組「プレーパーク」を推進する。	子) 子ども育成部
小・中・高校生等の育児体験支援[再掲]	小・中・高校生等を対象として、乳幼児とふれあうことにより、命の尊さ、男女がともに育児に関わることの大切さ等を伝えていくため、子育て支援総合センターや学校を会場とする子育てサロン ²³ 等において、子育てに関する多様な体験ができる場を提供する。	子) 子育て支援部

基本施策3 子どもを受け止め、育む環境づくり

<施策の方向性>

子どもの成長にとって、家庭や学校、地域などにおいて自分自身が受け止められていると実感できる居場所づくりを進めることが必要です。「居場所」として重要な要素は、何よりも人であり、同年齢や異年齢の子ども同士のつながり、さらには温かく見守ってくれる大人との良好な関係の存在が不可欠であるといえます。また、子どもが健やかに成長し、自立性や社会性を育てていくためには、安全・安心な場としての居場所だけではなく、社会や集団の中で、その一員としての自覚をもって主体的に活動できる機会や場が大切です。

平成25年度の子どもの実態・意識調査における「ホッとでき安心していられる場所」の結果から(13ページ・図4参照)、子どもを受け止める環境として、家庭は重要な意義を持っています。

さらには、家庭における保護者のふるまいと子ども自身が自分を肯定的にとらえることとの間には一定の関係性が認められ(21ページ・図14参照)、何よりも保護者に代表される大人への働きかけが重要であることを改めて意識する必要があります。

また、子どもは、年齢とともに、家庭から地域社会へと行動範囲を広げていきます。多様な人間関係の中で、様々な経験を積み重ねながら豊かに育っていくことができるよう、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりを進める必要があります。

これらのことから、安全で安心な居場所づくりや、子どもが主体的な遊びや活動などを通して周りの人との関係をつくり、その関係性の中で自分自身を確立していくことなどができるよう、行政のみならず、地域やNPOなど子どもの育ちに関わる活動を行っている関係団体との連携を図りながら、社会全体で子どもを受け止め、育む環境づくりを進めます。

²³ 【子育てサロン】子育て中の親子が気軽に集い、自由に交流や情報交換ができる場。

また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現していくという観点から、子どもの貧困²⁴への対策について、今後検討していきます。

<主な事業・取組>

1 保護者が安心して子どもと向き合うことができるための支援

■保護者への啓発や相談・支援体制の充実

子どもの権利の保障の対象は、子どもの年齢によらないものであることから、子育て中に加え、出産を控えた家庭なども含め、子どもの豊かな育ちにおいて家庭が果たす役割の重要性についての啓発活動や、保護者が安心して、余裕をもって子育てをするための相談・支援体制の充実を図ります。

事業・取組名	事業内容	担当部
【新規】啓発活動の充実	絵本などを活用した就学前や小学校低学年の子どもの保護者への啓発活動を行う。また、両親教室や母親教室などの機会を通じた啓発活動を行う。	子) 子ども育成部
妊婦支援相談事業 [再掲]	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援する。	保) 保健所
母子保健訪問指導事業（乳児家庭全戸訪問事業）[再掲]	妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と疾病・異常の早期発見及び育児不安の軽減、児童虐待予防のため、妊産婦・新生児等に対し、保健師・助産師による訪問指導を行う。	保) 保健所
ワーク・ライフ・バランス推進事業 [再掲]	市内企業のほか、若い世代に対してもワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及啓発を行う。また、市内企業に対し、積極的な働きかけを行うとともに、企業のニーズに応じたアドバイザー派遣を行う。	子) 子ども育成部
子育て支援総合センター事業[再掲]	全市の子育て支援事業の拠点として、関係機関とのネットワークづくりを進めるとともに、子育て相談、交流の場の提供、講座の開催、ボランティア育成など全市の子育て家庭を対象とした事業を実施する。	子) 子育て支援部
親育ち応援団の充実 [再掲]	講演会などを通じて、子育て中の親等を対象に、生活習慣、しつけ、社会のルールなどの知識や技術習得などの情報発信や相談助言等を行い、家庭教育の必要性や重要性の意識付けを図る。	教) 生涯学習部
子どもの学習支援事業	生活困窮世帯の中学生に対する学習支援を実施し、自ら考え・学ぶことの大切さを教え、学習習慣を身に付けさせることにより基礎的な学力の向上を図り、高校進学を促進する。	保) 総務部

2 子どもが安心して過ごすことができる学校・施設的环境づくり

■いじめに関する取組

いじめの深刻な現状を踏まえ、教育委員会においては、いじめに関する全児童生徒対象の調査を実施し、学校におけるいじめの早期発見・早期対応や、スクールカウンセラー²⁵の全校配置による、相談しやすい環境づくりなどに取り組んでいます。こうした取組に加え、札幌市及び各学校で作成するいじめ防止基本方針に基づく取組や、子ども同士が互いに支え合うための取組などによって、いじめの起らない、子どもが過ごしやすい学校・学級づくりを進めます。

²⁴ 【子どもの貧困】「子どもの貧困対策の推進に関する法律」により、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることとされており、都道府県において子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることとされている。

²⁵ 【スクールカウンセラー】子どもの不安や悩みの相談にあたるとともに、保護者・教員などに対し子どもとの関わりについて助言支援を行うため、学校に配置される臨床心理士などの心の専門家。

事業・取組名	事業内容	担当部
悩みやいじめに関するアンケート調査の実施	子どもがより率直な気持ちで悩みやいじめについて回答できるような設問でアンケート調査を全校で実施し、いじめの未然防止や早期発見、早期対応を図る。	教) 学校教育部
スクールカウンセラーの活用	児童生徒や保護者の教育相談、児童生徒への関わり方等についての教職員への助言など、スクールカウンセラーを有効に活用し、各校における教育相談体制の充実及び教員の資質向上を図る。	教) 学校教育部
スクールソーシャルワーカー ²⁶ の活用	スクールソーシャルワーカーの活用を進め、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、問題を抱える児童生徒に関して、様々な環境（家庭、学校等）への働きかけや関係機関等との連携を行うことにより問題の解決にあたる。	教) 学校教育部
学校教育相談体制の充実	様々な悩みを抱える児童生徒一人一人に対して、学校が一体となりきめ細かく対応することができるよう、関係機関との連携等についてガイドラインを作成するとともに、校内の教育相談の体制づくりや教員の資質向上のための研修を行い、いじめや不登校等の未然防止を目指した学校の教育相談体制の充実を図る。	教) 学校教育部
学校ネットトラブル等対策	専門的な手法による定期的・継続的なネットパトロールの実施や、各学校が専門家に相談できる体制の確保により、インターネット上の不適切な書き込みを早期に発見し、対応できるようにする。さらに、専門業者によるネットトラブル等への対応力向上に向けた研修会を実施し、各校におけるネットトラブル等への対応力を高める。	教) 学校教育部
子どもの権利の侵害からの救済（子どもアシストセンター） [再掲]	子どもに関する相談に幅広く応じ、子どもが自らの力で次のステップが踏めるよう助言や支援を行うほか、救済の申立て等に基づき、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行い、迅速かつ適切な救済を図る。	子) 子どもの権利救済事務局

■不登校に関する取組

不登校児童生徒への支援に関しては、学校が、心のサポーター等の校内に配置された人材を活用した支援を実施したり、相談指導教室や教育支援センター等の公的機関等と効果的に連携したりするなどして、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援ができるよう、取組の充実を図ります。また、不登校の子どもたちの受け皿となっているフリースクール²⁷などの民間施設との情報交換や連携を引き続き進めていきます。

事業・取組名	事業内容	担当部
スクールカウンセラーの活用[再掲]	児童生徒や保護者の教育相談、児童生徒への関わり方等についての教職員への助言など、スクールカウンセラーを有効に活用し、各校における教育相談体制の充実及び教員の資質向上を図る。	教) 学校教育部

²⁶ 【スクールソーシャルワーカー】 社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた子どもを取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、子どもの悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

²⁷ 【フリースクール】 不登校の子どもたちの受け皿として、学習支援や体験活動などを行うため、個人やNPOなどが運営する学校以外の安心できる学びの場、居場所の総称。

スクールソーシャル ワーカーの活用 [再掲]	スクールソーシャルワーカーの活用を進め、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、問題を抱える児童生徒に関して、様々な環境（家庭、学校等）への働きかけや関係機関等との連携を行うことにより問題の解決にあたる。	教) 学校教育部
教育相談の充実 [再掲]	特別な教育的支援を必要とする子どもの相談件数の増加や、相談内容の複雑・多様化に対応するため、受付方法や相談枠をはじめとする相談体制の見直しを図り、発達障がいや不登校等の心配のある子どもやその保護者への教育相談の充実を図る。	教) 学校教育部
学校教育相談体制の 充実[再掲]	様々な悩みを抱える児童生徒一人一人に対して、学校が一体となりきめ細かく対応することができるよう、関係機関との連携等についてガイドラインを作成するとともに、校内の教育相談の体制づくりや教員の資質向上のための研修を行い、いじめや不登校等の未然防止を目指した学校の教育相談体制の充実を図る。	教) 学校教育部
心のサポーターの配 置	不登校や不登校の心配がある子どもへの対応として、子ども自身や家庭に個別の対応や関係機関と連携を行う心のサポーターを学校に配置し、一人一人の子どもの状況に応じたきめ細かな支援を行い、子どもの不登校状況の改善を図る。	教) 学校教育部
教育支援センター機 能の充実	学校に通うことが難しい不登校児童生徒に対応するため、学校以外の場において子どもの不安や悩み等を和らげ、自信を回復させる居場所となる教育支援センターの機能を充実させ、より身近で関係機関とつながりやすい支援体制の構築を図る。	教) 学校教育部
不登校児等グループ 指導事業	不登校・ひきこもりの子どもを対象に、同年代の子どもとの交流を通じて自主性や社会性を身につけるために、グループ指導を行う。	子) 児童福祉総合 センター

■施設に関する取組

児童会館などの学校以外の施設においても、子どもと関わる職員の意識の向上を図りながら、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりや、子どもの居場所としての児童会館における取組の充実を図ります。

事業・取組名	事業内容	担当部
わたしたちの児童会 館づくり事業 [再掲]	子どもたちが、児童会館やミニ児童会館 ²⁸ の運営等に主体的・積極的に関わり、参加できる仕組みづくりを通じて、子どもたちが社会の一員として意見を表明できる機会を増やし、地域への愛着やまちづくりに対する関心を育む。	子) 子ども育成部
【拡充】「子ども運営 委員会」の拡充 [再掲]	子どもが利用する施設において、「子ども運営委員会」を設置するなど、施設運営に子どもの意見を反映する組織やルールづくりを進めていく。	子) 子ども育成部

²⁸ 【ミニ児童会館】小学校区内に児童会館がない地域の小学校の余裕教室等を活用して設置する児童会館を補完する施設。

<p>児童会館・ミニ児童会館事業[再掲]</p>	<p>児童の文化的素養等を培うため、児童会館やミニ児童会館において、児童・父母が共に参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などを行う。また、児童会館・ミニ児童会館においては、児童クラブ²⁹に登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図る。</p> <p>※放課後子ども総合プラン³⁰に基づく目標事業量等</p> <p>【児童クラブを開設している児童会館及びミニ児童会館の箇所数】</p> <p>平成 26 年度：187 か所⇒平成 31 年度：195 か所</p> <p>【放課後子供教室³¹の整備計画】（平成 27 年度から平成 31 年度まで）</p> <p>すべての児童の放課後等の安全・安心な居場所を確保するため、児童会館等における放課後子供教室事業の実施を継続し、実施箇所数 207 か所を維持していく。</p> <p>【放課後児童クラブ³²の開所時間】</p> <p>児童クラブについては、学校授業日は放課後から 19 時まで、土曜日・長期休業日は 8 時から 19 時まで開所する。</p>	<p>子) 子ども育成部</p>
<p>民間児童育成会³³への支援[再掲]</p>	<p>「札幌市児童健全育成事業実施要綱」に基づき、保護者の就労等による留守家庭児童を対象に、遊びなどの指導を通じた健全育成を図っている民間の児童育成会に対し、登録児童数等に応じて助成金の交付を行う。</p>	<p>子) 子ども育成部</p>
<p>児童会館における中・高校生の利用促進[再掲]</p>	<p>中・高校生の健全育成のための放課後の居場所づくりの必要性から、児童会館の開館時間を延長する等の方法により、利用の促進を図る。</p>	<p>子) 子ども育成部</p>
<p>児童養護施設等基幹的職員研修会の実施[再掲]</p>	<p>施設等に入所している子どもや家庭への支援の質を確保するために、児童福祉施設職員等の研修を実施し、専門性の向上を図る。</p>	<p>子) 児童福祉総合センター</p>

3 子どもが安全に安心して過ごすための地域づくり

修正点 2

■子どもが安全に安心して過ごすための地域づくり

子どもを不審者から守るための活動や、子どもが身近な公園で安心して遊ぶことができるための活動、いじめや児童虐待の理解、さらには非行防止を含めた子どもの健全育成に関する活動など、地域住民が関心を持って子どもと関わる取組を、町内会や青少年育成委員会、民生委員・児童委員協議会、PTA などの関係団体、NPOなどと連携を図りながら地域全体で進めていきます。

- ²⁹ 【児童クラブ】放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図る事業。
- ³⁰ 【放課後子ども総合プラン】すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に実施すること等について、計画的な整備等を進めることを目的として、厚生労働省と文部科学省が共同して策定した計画。なお、放課後子ども総合プランに基づく取組内容は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に盛り込むこととされている。
- ³¹ 【放課後子供教室】すべての子どもを対象に、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供する取組。
- ³² 【放課後児童クラブ】放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図る事業の総称。
- ³³ 【民間児童育成会】放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図る民間組織の総称。

事業・取組名	事業内容	担当部
青少年育成委員会事業	地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を設置（90 地区・1,800 人）し、文化体験・スポーツ大会など青少年に関わる健全育成事業や地域における安全・安心な環境づくり事業を推進する。	子) 子ども育成部
青少年育成指導員による指導・相談	思春期の子どもの喫煙や怠学など問題行動に早急に対応するため、繁華街や駅などを巡回して声かけを行い、子どもへの親身な指導、助言などを通して非行化の未然防止や、悩みごと等に係る相談アドバイスに努める。	子) 子ども育成部
犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業[再掲]	「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」をもとに、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解を深めるため、広報及び啓発を実施するほか、子どもの見守り活動をはじめとした地域防犯活動への支援、連携体制の整備を行う。	市) 地域振興部

■子どもの主体的な活動の促進・支援

子どもが主体となって、他者との関わりの中で自己を確立できるような取組について、地域団体やNPOなどの関係団体との役割分担や連携のもと、活動の機会の充実にに向けた支援を行います。

事業・取組名	事業内容	担当部
少年団体交流事業	市内で活動する少年6団体 ³⁴ の相互交流や加入促進のため、活動成果の発表や体験の場を設ける。	子) 子ども育成部
少年団体活動補助事業	異年齢の子どもたちの野外活動等を行う「公益社団法人札幌市子ども会育成連合会」の事業に一部補助を行う。	子) 子ども育成部
少年リーダー養成研修	子ども会活動等を円滑に進めるため、活動の中心役としてふさわしい知識と技術を持った少年リーダーを育成する研修を実施する。基本研修では少年リーダーとしての必要な知識及び技術の習得を目指し、実践研修では、子ども会や地域で少年リーダーが事業の企画・運営などを行い、研究効果を還元する。	子) 子ども育成部

基本施策4 子どもの権利の侵害からの救済

<施策の方向性>

子育ての孤立化や核家族化など、子どもを取り巻く環境が急速に変化する中、様々な悩みやつらい気持ちを抱えながら、毎日を過ごす子どもも少なくありません。地域の人間関係の希薄化などによって、育児不安などを抱えながら、孤立した環境の中で悩み苦しむ保護者が多く存在し、そのことが児童虐待の引き金になったり、被害の拡大や状況の深刻化につながっている現状があります。

市内の各種相談機関には子どもや保護者などから多くの相談が寄せられており、そうした子どもの気持ちを社会全体で受け止める環境の必要性がますます高まっています。特に、児童虐待は、いじめとともに子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を及ぼす、あってはならない権利侵害であり、適切

³⁴【少年6団体】(公社)札幌市子ども会育成連合会、(一財)札幌市体育協会札幌市スポーツ少年団、日本ボーイスカウト北海道連盟札幌地区委員会、ガールスカウト北海道連盟札幌地区協議会、日本海洋少年団連盟札幌海洋少年団、(公財)交通道德協会札幌支部札幌鉄道少年団。

な対応が必要です。また、外国籍の子どもや障がいのある子どもなど、様々な立場にある子どもへの配慮も必要です。

こうしたいじめや虐待などの深刻な権利侵害を受け、苦しんでいる子どもに対しては、子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」や児童相談所をはじめとして、様々な機関が連携し迅速かつ適切な救済を図ります。また、すべての子どもたちが、権利侵害にあった際に周囲の環境に助けを求める声を上げるといった、意見表明に対する子どもへの意識付けや、声を上げることができる環境づくりを進めていきます。

さらに、現に権利侵害を受け、悩み苦しんでいる子どもの救済はもちろんのこと、権利侵害を起こさない環境づくりが何よりも大切です。

いじめや差別が起こらない環境づくりとして、子ども自身に対しても権利侵害についての理解や、お互いの違いを認め尊重し合う意識を身につけることができるような取組を進めます。

また、児童虐待にかかる取組については、平成 23 年度から 26 年度を推進期間とする「札幌市児童相談体制強化プラン」において、児童相談所の機能・体制の強化をはじめ、区役所や関係機関との役割の明確化や連携体制の構築等を集中的に進めてきたところです。

平成 27 年度以降についても、本計画において、これらの取組を引き続き推進し、児童相談所をはじめとする関係機関との緊密な連携のもとで、子どもの安全が守られる体制の充実を図っていきます。

<主な事業・取組>

1 権利侵害からの救済体制の整備・充実

■子どもの権利の侵害に関する相談及び救済

子どもたちのつらい気持ちや様々な悩みに対して、子どもアシストセンターでは、幅広く相談に応じ、助言や支援を行っています。必要に応じて、調整活動などを通して適切な救済が行われています。電話やメールのほか、面談による相談を行っています。事情により来所が難しい場合などには、職員が出向いて話を聴くなど、より積極的かつきめ細やかな対応を図ります。

また、子どもに関する相談窓口や各種関係機関との相互の連携を強化し、相談・救済の活動の実効性を高めるとともに、子どもがいつでも安心して相談できる環境づくりに、引き続き取り組みます。

学校におけるいじめに対しては、いじめ防止対策推進法や権利条例の規定をもとに、いじめが起きてしまった場合の再発防止についても取組を進め、不幸にもいじめによる重大な被害が発生してしまった場合には、第三者機関による調査・助言を受けながら、その救済にあたりと同時に、原因の究明と再発防止に努めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
子どもの権利の侵害からの救済（子どもアシストセンター）	子どもに関する相談に幅広く応じ、子どもが自らの力で次のステップが踏めるよう助言や支援を行うほか、救済の申立て等に基づき、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行い、迅速かつ適切な救済を図る。	子) 子どもの権利救済事務局
悩みやいじめに関するアンケート調査の実施[再掲]	子どもがより率直な気持ちで悩みやいじめについて回答できるような設問でアンケート調査を全校で実施し、いじめの未然防止や早期発見、早期対応を図る。	教) 学校教育部
スクールカウンセラー ³⁵ の活用[再掲]	児童生徒や保護者の教育相談、児童生徒への関わり方等についての教職員への助言など、スクールカウンセラーを有効に活用し、各校における教育相談体制の充実及び教員の資質向上を図る。	教) 学校教育部

³⁵ 【スクールカウンセラー】子どもの不安や悩みの相談にあたりとともに、保護者・教員などに対し子どもとの関わりについて助言支援を行うため、学校に配置される臨床心理士などの心の専門家。

スクールソーシャル ワーカー ³⁶ の活用 [再掲]	スクールソーシャルワーカーの活用を進め、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、問題を抱える児童生徒に関して、様々な環境（家庭、学校等）への働きかけや関係機関等との連携を行うことにより問題の解決にあたる。	教) 学校教育部
学校教育相談体制の 充実[再掲]	様々な悩みを抱える児童生徒一人一人に対して、学校が一体となりきめ細かく対応することができるよう、関係機関との連携等についてガイドラインを作成するとともに、校内の教育相談の体制づくりや教員の資質向上のための研修を行い、いじめや不登校等の未然防止を目指した学校の教育相談体制の充実を図る。	教) 学校教育部
学校ネットトラブル 等対策[再掲]	専門的な手法による定期的・継続的なネットパトロールの実施や、各学校が専門家に相談できる体制の確保により、インターネット上の不適切な書き込みを早期に発見し、対応できるようにする。さらに、専門業者によるネットトラブル等への対応力向上に向けた研修会を実施し、各校におけるネットトラブル等への対応力を高める。	教) 学校教育部
児童家庭支援センタ ー運営費補助事業 [再掲]	子育てに関する相談をはじめ、地域の児童福祉に関する様々な相談に応じ、児童相談所などの関係機関と連携しながら、必要な支援を行う。	子) 児童福祉総合 センター

■児童虐待への対応

児童虐待を社会全体で解決すべき問題として、早期発見・早期対応に万全を期すため、「オレンジリボン地域協力員³⁷制度」の充実、さらには、要保護児童対策地域協議会の機能を強化し、情報の共有など関係機関による連携を進めていきます。

事業・取組名	事業内容	担当部
児童福祉相談・支援 体制の強化	児童相談所が専門機関としてその機能をより発揮し、児童福祉にかかる様々な機関との効果的な連携が図られるよう、児童相談所及び区における児童福祉相談・支援体制を強化していく。	子) 児童福祉総合 センター
【拡充】 オレンジリ ボン地域協力員制度 の拡充	地域における虐待の予防や早期発見に向け、地域住民等が気軽に参加できるようオレンジリボン地域協力員の養成研修を行い、協力員の拡充を目指し、既登録者に対してフォローアップ研修を行ってレベルアップを図る。	子) 児童福祉総合 センター
子ども安心ホットラ インの運営	子どもの養育に関する様々な問題や悩みに対応するため、児童相談所内に設置している「子ども安心ホットライン（子ども虐待相談）」において、24 時間 365 日、電話による相談を受け付ける。	子) 児童福祉総合 センター
児童虐待早期発見・ 早期対応事業	虐待が疑われる児童を早期に発見し、より迅速で適切な対応を行うため、児童虐待防止の取組に協力した企業等との連携を図るためのパートナーシップ制度を創設するほか、一般市民を対象とした児童相談所への虐待通告を促進するための啓発事業や医療関係者向けの啓発研修を行う。	子) 児童福祉総合 センター
夜間・休日の児童虐 待通告等に関する初 期調査	虐待通告後 48 時間以内に子どもの安全を確認するため、夜間・休日の虐待通告に係る初期対応を、児童家庭支援センターにおいて実施する。	子) 児童福祉総合 センター

³⁶ 【スクールソーシャルワーカー】 社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた子どもを取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、子どもの悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

³⁷ 【オレンジリボン地域協力員】 児童虐待の早期発見等を目的として、一定の研修を受講した一般市民を協力員として登録する制度。

要保護児童対策地域協議会	被虐待児の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報等を共有し、適切な連携・協力の下で対応していくことを目的に、児童福祉法（第25条の2）において規定された要保護児童対策地域協議会を運営する。 また、「区要保護児童対策地域協議会」の活性化を図る。	子) 児童福祉総合センター
【拡充】一時保護所の定員拡充・環境改善	一時保護所の定員を拡充し、迅速かつ確実に保護できる環境を整え、生活空間や学習環境等の整備を行うことで、安心して生活できる環境を整える。	子) 児童福祉総合センター

2 権利侵害を起こさない環境づくり

修正点 3

■権利侵害等に対する意識の啓発

子どもの権利は、本人が権利の侵害を受けていることを意識しにくいことや、被害が表面化しにくいといった特性に配慮する必要があります。

こうしたことから、大人に対しては、子どもの権利について正しく理解し、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、これにこたえていくといった権利侵害に対する意識を高めるような啓発活動に積極的に取り組みます。

子どもに対しては、子どもが自ら持つ権利に対して理解を深めるとともに、子どもが他者を尊重する意識を身につけることができるよう、障がい、民族、国籍、性別など、子どもの権利を含めた人権に関する教育や**直接子どもたちに働きかける出前授業などをはじめとした**様々な機会を通じた学びの機会を充実します。

事業・取組名	事業内容	担当部
【拡充】出前講座・出前授業の充実 [再掲]	子どもの権利に関する出前講座や子ども向け出前授業を実施する。	子) 子ども育成部
民族・人権教育の推進[再掲]	教育委員会が指定する研究推進校において、民族や子ども、女性、障がい者等の人権に関する授業等の実践研究を行い、その成果を生かして、各学校での指導方法の工夫改善を図る。また、講演会等を通じて、子どもの人権感覚の育成に向け、保護者や地域の方々との共通理解を図る。	教) 学校教育部
小中学生向けパンフレットの活用[再掲]	小・中学生向け子どもの権利に関するパンフレットを継続的に見直ししながら、学校の授業等での活用が図られるよう取り組む。	子) 子ども育成部 教) 学校教育部
多文化共生推進事業	子どもも含めた国籍や民族の異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、共に生きていく「多文化共生社会」を目指し、札幌国際プラザを中心に異文化理解教育、交流支援事業などを実施する。	総) 国際部
福祉読本の発行	小学校のカリキュラムに合わせて、福祉読本を発行し、障がい者や高齢者への正しい知識の理解促進を図る。	保) 障がい保健福祉部

■深刻な育児不安を抱える保護者への支援

児童虐待の未然防止のため、育児等に関する知識の普及と育児不安の軽減を図るための相談・支援の充実などに努めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
育児不安保護者支援事業（コモンセンス・ペアレンティング ³⁸ ）	育児不安を抱える保護者や虐待的関わりをしてしまう父母等に対して、コモンセンスペアレンティングの方法を用いた子育てプログラムを提供し、親子関係の改善を図る。	子) 児童福祉総合センター

³⁸ 【コモンセンス・ペアレンティング】行動療法の理論背景をもとに、子どもの問題行動を減らし、望ましい行動を効果的にしつづら

保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業(養育支援訪問事業) [再掲]	育児不安の軽減及び児童虐待発生予防のために、市内の医療機関において育児支援が必要と判断された親子に対し、医療機関と保健センターが連携を図りながら、家庭訪問等による育児支援を行う。	保) 保健所
妊婦支援相談事業 [再掲]	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援する。	保) 保健所
母子保健訪問指導事業(乳児家庭全戸訪問事業) [再掲]	妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と疾病・異常の早期発見及び育児不安の軽減、児童虐待予防のため、妊産婦・新生児等に対し、保健師・助産師による訪問指導を行う。	保) 保健所
児童虐待早期発見・早期対応事業 [再掲]	虐待が疑われる児童を早期に発見し、より迅速で適切な対応を行うため、児童虐待防止の取組に協力した企業等との連携を図るためのパートナーシップ制度を創設するほか、一般市民を対象とした児童相談所への虐待通告を促進するための啓発事業や医療関係者向けの啓発研修を行う。	子) 児童福祉総合センター
【拡充】 オレンジリボン地域協力員制度の拡充 [再掲]	地域における虐待の予防や早期発見に向け、地域住民等が気軽に参加できるようオレンジリボン地域協力員の養成研修を行い、協力員の拡充を目指し、既登録者に対してフォローアップ研修を行ってレベルアップを図る。	子) 児童福祉総合センター
子ども安心ホットラインの運営 [再掲]	子どもの養育に関する様々な問題や悩みに対応するため、児童相談所内に設置している「子ども安心ホットライン(子ども虐待相談)」において、24時間365日、電話による相談を受け付ける。	子) 児童福祉総合センター

れる教育的なスキルを保護者に身に付けてもらうことで、虐待予防を図るプログラムのこと。

基本目標2 安心して子どもを産み育てられる環境の充実

<現状と課題>

子どもを産み育てたいと願う人々の希望がかなえられ、子育てに生きがいを感じることができる、安心して子どもを産み育てられる環境を整えていくためには、子育て家庭が抱える子育てへの不安や負担に対し、適切に支援をしていくことが重要です。

近年、少子高齢化の進行や経済情勢の変化に伴い、多様な働き方や女性の社会進出を支援する動きが広まってきており、国の成長戦略においても、女性の社会での活躍推進が掲げられています。

札幌市においても、女性の労働力率を10年前と比較すると、ほぼすべての年齢において働く女性の割合が増加傾向にあることがわかります(28ページ・図27参照)。また、札幌圏の育児休業給付金受給の届出数も増加傾向(平成22年度の9,763人に対し平成25年度は13,605人)にあることから、育児・介護休業法などの法的な整備が進み、出産後も働き続ける女性が増加していることもうかがえます。

これらの背景と相まって、札幌市では、子育て家庭が希望した時期に希望した保育サービスを利用できるよう、積極的に認可保育所等の整備を行うとともに、延長保育や一時保育の実施施設数の拡充など、女性が子育てをしながら安心して働き続けられる環境の整備に努めてきました。今後も待機児童³⁹の解消の実現と、その状態を維持・継続するための環境づくりに努めていきます。

この環境づくりをより一層効果的・効率的に行うために、札幌市は平成25年度に就学前児童の保護者を対象に実態・意識調査を行い、将来の就職希望等の潜在的な保育サービス需要も含めてニーズ量を算出しました。平成27年度以降はこのニーズ量に対応した保育サービスの提供を行い、環境の充実を図ることとしています(詳細は第5章を参照)。

また、子育てをしている家庭が安心して働き続けるためには、保育サービスの充実だけでなく、仕事と子育てを両立しやすい職場環境や社会風土を築いていくことも大切です。

平成24年度に実施した市民アンケート調査の中で、札幌市において有効と思われる少子化対策を聞いたところ、「労働環境の改善や保育所整備など仕事と子育てを両立できる環境の整備」と回答した人の割合は71.8%となっており、他の項目と比べて最も高い数値を示しています(39ページ・図45参照)。

このことから、保育サービスの充実と併せて、仕事と子育ての両立を目指すワーク・ライフ・バランス⁴⁰の取組を社会全体に広めていくことが重要であるといえます。

このように、仕事と子育てを両立したいという子育て家庭の希望が近年強いことへの対応はもちろん重要ですが、安心して子どもを産み育てられる環境を充実させていくためには、すべての子育て家庭を対象とした相談・支援体制の充実が求められます。

妊娠・出産期における支援については、支援の必要な妊婦の早期発見、早期支援が重要となりますが、札幌市の現状をみると、妊娠11週までに各区保健センターに妊娠の届出をした妊婦の割合は93.8%(平成24年度)であり、比較的高い割合で妊娠初期の妊婦と関わりを持つことができていると考えられます。また、妊婦一般健康診査の受診率(1回目)は98.1%(平成24年度)という結果となってお

³⁹【待機児童】認可保育所への入所を希望し、市に申込書を提出している子どものうち、入所要件を満たしているにもかかわらず入所できずにいる子ども。

⁴⁰【ワーク・ライフ・バランス】やりがいのある仕事と充実した個人生活が調和したバランスの良い働き方。

り、未受診妊婦等のさらなる減少を目指し、親子の健康を守るため、これからも取組の継続が必要です。

一方、平成 25 年度に実施した市民アンケート調査では、子育てについての相談・支援体制に満足している人の割合が 32.8%という結果が出ており、子育てへの不安や負担に対する相談・支援体制が不十分であるということが明らかになっています（10 ページ参照）。

また、同調査の中で札幌市の子育てについての相談体制として積極的に取り組んでほしいことを聞いたところ、「相談窓口の場所や特徴をわかりやすく情報提供する（44.6%）」、「相談員の質（丁寧な対応、知識、専門性）の向上（41.8%）」、「子育てについて幅広く相談できる身近な相談窓口を増やす（40.8%）」と回答した割合が上位を占める結果となりました。今後、これらの要望に応えていくためにも、相談・支援体制の改善や整備を進めていくことが重要です。

最後に、札幌市においては、少子化が大きな課題となっておりますが、本計画においては、子育てに対する不安や負担の軽減を図るとともに、生まれた子どもが豊かに育つことができるよう、子ども・子育て支援の総合的な環境整備を推進していくことで、少子化の改善にもつなげていきます。

＜施策の方向性＞

働きながら子育てしやすい環境を充実させていくためには、子育てしながら働きたい家庭が、小学校入学後の子どもの居場所も含めて、希望した時期に希望した多様な保育サービス等を利用できる環境を整備することがとても重要となります。

そこで、平成 25 年度に就学前児童の保護者を対象に実施した実態・意識調査をもとに、平成 27 年度以降 5 年間の各区の保育サービスのニーズ量を明らかにしました。そして、その各区のニーズ量を満たすよう、**保育の質の確保にも十分配慮しながら**、保育施設やその他保育サービスにかかる事業を整備することとしています。（第 5 章参照）

また、仕事と生活を両立することができる環境を充実させていくためには、保育サービスの充実だけでなく、**育児休業の取得や子育てに理解のある職場環境づくりも重要であるため**、労働者を雇用する立場である企業を中心とした地域社会の理解や協力が必要となります。

しかし、平成 25 年度に札幌市内の企業を対象に実施したアンケート調査では、「積極的に仕事と家庭の両立を支援している」企業の割合は 21%、「今後、積極的に仕事と家庭の両立を支援していきたい」企業の割合は 22.5%にとどまっています（30 ページ、図 29 参照）。

さらに、札幌市の男性の週間就業時間については、他の政令都市と比べて高い数値であることもわかっており（29 ページ・表 5 参照）、この結果、父親が家事・育児に参加する時間の確保が難しく、母親の負担が増えているものと考えられます。

こうした状況を改善していくためには、社会全体において仕事と生活の両立を目指すワーク・ライフ・バランス⁴¹に取り組むことが必要です。経済活性化の視点や男女共同参画の視点などを取り入れながら、ワーク・ライフ・バランスについて企業や市民に普及啓発を行うとともに、取組企業へのアドバイザー派遣などの支援を行っていきます。

＜主な事業・取組＞

■保育施設・事業の整備

事業・取組名	事業内容	担当部
【拡充】認可保育所・認定こども園の整備	保育所の定員増や既存施設の認定こども園化を促し、ニーズに対応する供給量の確保を図る。	子) 子育て支援部
【拡充】小規模保育事業	交通利便性の高い賃貸物件等において、一定の基準を満たす定員 6 人から 19 人の小規模保育を行う。	子) 子育て支援部
家庭的保育事業（保育ママ）	保育者の居宅等、家庭的な雰囲気的环境下において、少人数の乳幼児の保育を実施する。	子) 子育て支援部

■多様な保育サービスの提供

事業・取組名	事業内容	担当部
【拡充】延長保育事業	就労形態の多様化に伴う保護者の延長保育に対する需要に応えるため、延長保育を実施しない場合でも従来より 1 時間早い開所時間（午前 7 時～午後 6 時）とし、さらに夕刻の 1 時間または 2 時間の延長保育の実施箇所数を増やす。	子) 子育て支援部

41 【ワーク・ライフ・バランス】 やりがいのある仕事と充実した個人生活が調和したバランスの良い働き方。

休日保育事業	就労形態の多様化に伴う日曜・祝日に勤務する保護者の需要に応えるため、認可保育所における日曜・祝日の保育を実施する。	子) 子育て支援部
夜間保育事業	就労形態の多様化に伴い、夜間の保育を必要とする保護者のために、認可保育所において午前0時（一部は午後10時）までの保育を実施する。	子) 子育て支援部
病後児デイサービス事業[再掲]	病後児（生後5か月～小学校3年生）を一時的に預かる病院等の併設施設を増やすことを検討する。	子) 子育て支援部
【拡充】 さっぽろ子育てサポートセンター事業[再掲]	子育ての支援を受けたい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）により会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支援する仕組み。保育園の送迎など日常的な子どもの預かりに対応する。	子) 子育て支援部
【拡充】 札幌市こども緊急サポートネットワーク事業[再掲]	子育ての支援を受けたい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）により会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支援する仕組み。親の緊急時や病児・病後児の預かりなどに対応する。	子) 子育て支援部

■児童クラブ等における留守家庭への支援

事業・取組名	事業内容	担当部
児童会館・ミニ児童会館事業[再掲]	<p>児童の文化的素養等を培うため、児童会館やミニ児童会館⁴²において、児童・父母が共に参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などを行う。また、児童会館・ミニ児童会館においては、児童クラブ⁴³に登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図る。</p> <p>※放課後子ども総合プラン⁴⁴に基づく目標事業量等</p> <p>【児童クラブを開設している児童会館及びミニ児童会館の箇所数】</p> <p>平成26年度：187か所⇒平成31年度：195か所</p> <p>【放課後子供教室⁴⁵の整備計画】（平成27年度から平成31年度まで）</p> <p>すべての児童の放課後等の安全・安心な居場所を確保するため、児童会館等における放課後子供教室事業の実施を継続し、実施箇所数207か所を維持していく。</p> <p>【放課後児童クラブ⁴⁶の開所時間】</p> <p>児童クラブについては、学校授業日は放課後から19時まで、土曜日・長期休業日は8時から19時まで開所する。</p>	子) 子ども育成部

42 【ミニ児童会館】 小学校区内に児童会館がない地域の小学校の余裕教室等を活用して設置する児童会館を補完する施設。

43 【児童クラブ】 放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対する適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、その健全育成を図る事業で、児童会館及びミニ児童会館で行うものをいう。

44 【放課後子ども総合プラン】 すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に実施すること等について、計画的な整備等を進めることを目的として、厚生労働省と文部科学省が共同して策定した計画。なお、放課後子ども総合プランに基づく取組内容は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に盛り込むこととされている。

45 【放課後子供教室】 すべての子どもを対象に、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供する取組。

46 【放課後児童クラブ】 放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図る事業の総称。

【新規】 新型児童会館整備事業[再掲]	既存の児童会館及びミニ児童会館（放課後子ども館 ⁴⁷ を含む。）を、小学校（必要に応じ、まちづくりセンターや地区会館など地域のまちづくり活動施設）と併設した児童会館として再整備を進める。	子) 子ども育成部 教) 生涯学習部 市) 地域振興部
【新規】 放課後児童クラブの過密化の解消[再掲]	ミニ児童会館や新型児童会館において、放課後児童クラブが過密化している場合は、小学校の余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等（以下、「余裕教室等」という。）の積極的な活用により、過密化の解消を図る。また、教育委員会及び子ども未来局が設置する連携会議において、ミニ児童会館及び新型児童会館の運営やその整備の推進、並びに余裕教室等の積極的な活用等について協議を行う。	子) 子ども育成部 教) 生涯学習部
【新規】 放課後児童クラブの質の向上	放課後児童クラブの設備・運営の基準に関する条例に基づき、登録児童数等を考慮した従業者の配置を行う（児童おおむね 40 人に対し従業者 2 人以上）。また、放課後児童クラブに従事する者の処遇改善など放課後児童クラブの充実に向け、国に対して要望を行う。	子) 子ども育成部
民間児童育成会 ⁴⁸ への支援[再掲]	「札幌市児童健全育成事業実施要綱」に基づき、保護者の就労等による留守家庭児童を対象に、遊びなどの指導を通じた健全育成を図っている民間の児童育成会に対し、登録児童数等に応じて助成金の交付を行う。	子) 子ども育成部

■ワーク・ライフ・バランスの推進

事業・取組名	事業内容	担当部
ワーク・ライフ・バランス推進事業	市内企業のほか、若い世代に対してもワーク・ライフ・バランスの普及啓発を行う。また、市内企業に対し、積極的な働きかけを行うとともに、企業のニーズに応じたアドバイザー派遣を行う。	子) 子ども育成部
仕事と家庭の両立を促進するための啓発	家事・育児などの責任を男女が共に担い、結婚・出産時においても継続して働き続けることができるよう、男女問わず仕事と家庭の両立を促進するための啓発を行う。	市) 男女共同参画室
女性社員の活躍応援事業	産休前研修や職場復帰前研修等を行い、働き続けることを望む女性が、出産や育児を機に仕事を辞めてしまうことがないよう、キャリアプラン ⁴⁹ を立てるための支援を行う。	経) 雇用推進部

基本施策 2 親子の健康を支える相談・支援の充実

<施策の方向性>

子どもの健やかな成長のためには、母親が健康で自信を持って育児することが重要となりますが、核家族化の進行（27 ページ・図 25 参照）や地域のつながりの希薄化などから、祖父母や地域住民と出産や子育てについての知識や経験を共有する機会が少なくなっており、子育てへの不安や悩みを抱え孤立化する子育て家庭が増えていると考えられます。

⁴⁷【放課後子ども館】 小学校の余裕教室等の状況から当面ミニ児童会館の整備が困難な小学校区においてミニ児童会館の基準よりも小規模で実施する事業。

⁴⁸【民間児童育成会】 放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図る民間組織の総称。

⁴⁹【キャリアプラン】 自身の人生設計と照らして、今後どのように働き仕事をしていきたいか目標を持ち、その実現のために計画を立てること。

今後は、保健、医療、福祉の連携を強化するとともに、妊娠期から切れ目のない支援体制を構築し、安心して妊娠・出産でき、出産後も安心して子育てできる環境を充実させていく必要があります。

また、これから親となっていく思春期の世代に対する心と体の健康づくりについての普及啓発が重要であり、相談・支援の充実と併せて進めていく必要があります。

＜主な事業・取組＞

■安心して妊娠・出産できる環境の整備

未受診妊婦の解消を図るとともに、妊婦支援相談事業などを活用して、支援を必要とする妊産婦には保健師等が中心となり継続的な支援を行うなど、すべての妊婦が安心して出産できる環境の整備に努めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
妊婦一般健康診査	より安心・安全な妊娠期を過ごし、出産を迎えるために、妊婦健診の費用の一部を助成する。	保) 保健所
妊婦支援相談事業	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援する。	保) 保健所
不妊治療支援事業	医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる特定不妊治療（体外受精・顕微授精）にかかる費用の一部を助成する。また、専門知識を持つ医師、カウンセラーによる不妊専門相談を実施し、不妊に悩む夫婦への支援体制の充実を図る。	保) 保健所
産婦人科救急医療運営事業	産婦人科救急医療機関の空きベッド状況を確認して搬送依頼に迅速に対応する「産婦人科救急情報オペレーター業務」及び産婦人科疾患に関する相談を受けることで妊婦の不安を解消する「産婦人科救急電話相談」を実施する。	保) 保健所

■親子の健康を支える環境の整備

育児不安の軽減、児童虐待の発生予防など、産後、親子が健やかに過ごすための切れ目のない支援体制を整えます。

また、夜間・休日の救急医療体制の維持や子どもの医療費助成の維持など安心して医療を受けられる体制を維持するほか、健やかで豊かな食生活が送れる力を育む食育を引き続き推進します。

事業・取組名	事業内容	担当部
母子保健訪問指導事業（乳児家庭全戸訪問事業）	妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と疾病・異常の早期発見及び育児不安の軽減、児童虐待予防のため、妊産婦・新生児等に対し、保健師・助産師による訪問指導を行う。	保) 保健所
保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業（養育支援訪問事業）	育児不安の軽減及び児童虐待発生予防のために、市内の医療機関において育児支援が必要と判断された親子に対し、医療機関と保健センターが連携を図りながら、家庭訪問等による育児支援を行う。	保) 保健所
乳幼児健康診査	4か月児、10か月児（再来）、1歳6か月児、3歳児、5歳児に対する健康診査を保健センターで実施し、疾病や障がいの早期発見、健全な発育・発達の促進、育児不安の軽減を図る。	保) 保健所

母子関連マス・スクリーニング ⁵⁰ 事業	母子の病気の早期発見・治療により、心身障がいの発生を防止することを目的として、妊婦を対象とした「妊婦甲状腺機能スクリーニング」、新生児を対象にした「新生児マス・スクリーニング」、1歳6か月児を対象とした「神経芽細胞腫マス・スクリーニング」、生後1か月児を対象とした「胆道閉鎖症マス・スクリーニング」を実施する。	保) 衛生研究所
休日救急当番運営事業・二次救急医療機関運営事業	土日祝日などの休日における初期救急医療体制や、より大きなけがや病気の際に休日及び夜間に対応する二次救急医療機関の調整を行い、市民が安心して生活できる確実な救急医療体制を整備している。	保) 保健所
子ども医療費助成	中学生までの子どもに対し、保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成する。	保) 保険医療部
食育 ⁵¹ の推進事業	子どもの健康的な食習慣の定着を図るため、「早寝・早起き・朝ごはん」「日本型食生活」等、食育の普及啓発を行う。	保) 保健所
「たのしい給食の提供」と「食育の推進」	乳幼児の望ましい発育・発達を促し、食習慣の基礎が形成される大切な時期であることから、栄養バランスがとれた「たのしい給食」の提供を行う。また、望ましい食習慣や豊かな人間性の形成の基礎を育み、「生きる力」を培うことを目的とした食育の推進を行う。	子) 子育て支援部
食に関する学びの推進	地産地消 ⁵² やフードリサイクル ⁵³ の取組を生かした学校給食を教材とした食に関する指導を推進するとともに、家庭への啓発を図る。また、食に関する指導の全体計画に基づく給食時間及び教科等における効果的な指導の充実を図る。	教) 生涯学習部

■思春期の心と体の健康づくりの支援

思春期の子どもに対する正しい知識の普及啓発や心の健康相談などの充実を図るとともに、学校教育と連携した支援の仕組みなどを引き続き整備していきます。

事業・取組名	事業内容	担当部
若者の性に関する知識の普及啓発事業	医療機関等との連携により、人工妊娠中絶経験者・性感染症罹患者を含め、若い世代に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、相談体制を整える。	保) 保健所
思春期ヘルスケア事業	学校教育と連携して、小・中・高校生を対象に、保健センターの専門職が性・たばこ等に関する健康教育を行う。	保) 保健所
思春期精神保健ネットワーク事業	思春期の精神保健に携わる関係機関（保健福祉・医療・教育・司法）が情報を共有し、困難ケースの検討等を行い、連携を強化する。また、各分野の専門職を対象に、思春期精神保健研修会を開催する。	保) 障がい保健福祉部

⁵⁰ 【マス・スクリーニング】健康な人も含めた集団から、先天性の病気などを早期発見・早期治療することで、障がいの原因となる病気の発症を未然に防ぐ目的で行う検査。

⁵¹ 【食育】「食」に関する知識と「食」を選択する力を身に付け、生涯を通じて健全な食生活を実践できる人を育てること。

⁵² 【地産地消】地域生産・地域消費の略語で、地域で生産された様々な生産物や資源（主に農産物や水産物）をその地域で消費すること。

⁵³ 【フードリサイクル】食育・環境教育の一つとして、給食調理の過程で発生する調理くずや残食などの生ごみを堆肥化し、農家がその堆肥を利用して作物を栽培し、その作物を学校給食の食材に利用する、というリサイクル体制。正式名称は「さっぽろ学校給食フードリサイクル」。

基本施策 3 子育て家庭に対する相談・支援の充実

<施策の方向性>

札幌市では、これまで、子育て家庭に対する相談・支援を充実させていくため、地域における子育て支援の中心的な役割を担う区保育・子育て支援センター（ちあふる）の設置整備や、子育てサロン⁵⁴の拡充などを図ってきました。

しかし、平成 25 年度に実施した市民アンケート調査では、子育てについての相談体制に満足している人の割合が 32.8%と低い結果となっています（10 ページ参照）。また、平成 25 年度に行った別の調査において、子育ての悩みの相談相手と情報の入手先を聞いたところ、ともに家族・友人・知人と回答した割合が高くなっており、行政による相談窓口があまり活用されていないことがわかりました（33 ページ・図 33、図 34 参照）。

修正点 6

このことから、今後、子育てについての不安や負担の軽減をさらに図っていくためには、必要な時に行政の相談機関を気軽に利用してもらえる環境を整えていくことが必要だと考えられます。

そのためには、地域内の子育て支援に関わる施設や事業間の情報共有を推進するなど既存事業を有効に活用しながら相談・支援体制を整えることが重要であり、区保育・子育て支援センターの役割の見直しを図るとともに、保護者が子育てに孤立することのないよう**様々な方法を検討し**、子育て家庭への個別支援の強化などを進めていきます。

また、相談体制も含めて子育て支援に関わる情報をわかりやすく、また積極的に提供していくことも必要であるため、子育て支援情報の効果的な情報発信について検討を進めていきます。

一方、平成 25 年度に実施した就学前児童の保護者を対象としたアンケート調査の結果によると、「実際に予定している子どもの人数」よりも「実際の子どもの人数」が少ない理由として、「経済的な負担が増えるから」という理由が 46.6%を占めているという結果がでているほか（36 ページ・図 39、図 40 参照）、親の所得格差が子どもの教育環境に影響を与えていることが指摘されています。

家庭の経済状況によって子どもの進路が狭められることのないように制度の充実を引き続き検討していくなど、厳しい財政状況ではありますが、子育て家庭の全体を視野に入れて、受益と負担の均衡を図りながら、今後も経済的な支援の実施に努めます。

<主な事業・取組>

■地域における子育て支援

事業・取組名	事業内容	担当部
子育て支援総合センター事業	全市の子育て支援事業の拠点として、関係機関とのネットワークづくりを進めるとともに、子育て相談、交流の場の提供、講座の開催、ボランティア育成など全市の子育て家庭を対象とした事業を実施する。	子) 子育て支援部
【拡充】 区保育・子育て支援センター（ちあふる）整備事業	保育機能の他に子育て相談や交流の場の提供など様々な子育て支援機能を持った、区における子育て支援の中心的役割を担う「区保育・子育て支援センター（ちあふる）」を整備する。	子) 子育て支援部

⁵⁴ 【子育てサロン】 子育て中の親子が気軽に集い、自由に交流や情報交換ができる場。

【拡充】 地域での子育てサロン	子育て家庭が身近な場所で自由に集い交流を深める地域主体の子育てサロンの立ち上げや運営の支援を行うほか、児童会館やNPO活動拠点を活用し、自由な交流や子育て相談等ができる「常設の子育てサロン」を地域ニーズを踏まえながら、より身近な場所に設置する。	子) 子育て支援部
【新規】 利用者支援事業	区役所・ちあふる等の拠点において、子育て家庭に対して施設や事業のあっせん、相談等を行う。	子) 子育て支援部
児童家庭支援センター運営費補助事業	子育てに関する相談をはじめ、地域の児童福祉に関する様々な相談に応じ、児童相談所などの関係機関と連携しながら、必要な支援を行う。	子) 児童福祉総合センター
サポートファイルさっぽろ	子どもの成長を記録し、関係者が子どもの個性や特徴、これまでの発達の経過を共通理解するためのツール「サポートファイルさっぽろ」を作成し、保護者の様々な相談に対しての一貫した支援をサポートします。	保) 障がい保健福祉部
病後児デイサービス事業	病後児（生後5か月～小学校3年生）を一時的に預かる病院等の併設施設を増やすことを検討する。	子) 子育て支援部
【拡充】 さっぽろ子育てサポートセンター事業	子育ての支援を受けたい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）とにより会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支援する仕組み。保育園の送迎など日常的な子どもの預かりに対応する。	子) 子育て支援部
【拡充】 札幌市こども緊急サポートネットワーク事業	子育ての支援を受けたい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）とにより会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支援する仕組み。親の緊急時や病児・病後児の預かりなどに対応する。	子) 子育て支援部
【拡充】 一時預かり事業	断続的・短時間就労や、傷病、冠婚葬祭、育児に伴う心理的・身体的な負担を解消する等の場合に、認可保育所等において一時的に保育を実施する「一時預かり事業」を拡充していく。	子) 子育て支援部
さっぽろ親子絵本ふれあい事業	乳幼児が絵本にふれることの大切さを子育て家庭に伝えるとともに、絵本を通じて親と子が心ふれあうひとときを持つきっかけをつくるため、乳幼児10か月健診会場で行われている絵本の読み聞かせに併せ絵本一冊を配布する。	子) 子育て支援部
家庭教育学級の推進	親等が、子どもとの接し方や親としての役割などについて、園・学校単位で自主的・計画的に学習する家庭教育学級を推進する。	教) 生涯学習部
親育ち応援団の充実	講演会などを通じて、子育て中の親等を対象に、生活習慣、しつけ、社会のルールなどの知識や技術習得などの情報発信や相談助言等を行い、家庭教育の必要性や重要性の意識付けを図る。	教) 生涯学習部
幼児期の学校教育の保護者等への啓発・支援の推進	未就園児を対象とした幼稚園体験イベントや保護者を対象とした講演会、さらに市立幼稚園・認定こども園の「子育て広場」における講座等を行い、幼児期の学校教育の在り方や子育てに関する啓発や支援、教育相談を進める。	教) 学校教育部

■経済的な支援

事業・取組名	事業内容	担当部
【新規】子ども・子育て支援新制度における利用者負担額の軽減	子ども・子育て支援新制度における特定教育・保育施設等 ⁵⁵ の利用者負担額を国が政令で定める額より低額に設定することにより、子育て家庭の負担軽減を図る。	子) 子育て支援部
私学助成	子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園の入園料・保育料の一部を助成するほか、私立学校教育の振興を図るため、私立の幼稚園・小中学校・高等学校に対して教材教具の購入費等に係る経費の補助を行う。	子) 子育て支援部 子) 子ども育成部
奨学金	能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学が困難な学生または生徒に、返還義務のない奨学金を支給し、有用な人材を育成する。	教) 学校教育部
就学援助	学校教育法第 19 条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費などの援助を行う。	教) 学校教育部
【拡充】助産施設	経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦が入所して助産を受けられる「助産施設」を拡充する。	子) 子育て支援部

基本施策 4 子どもと子育て家庭が暮らしやすい環境の充実

<施策の方向性>

近年、地域における安全・安心に対する気運が高まっているものの、今なお、子どもを対象とした犯罪が後を絶ちません。平成 25 年度に実施した市民アンケート調査の結果でも、子育てに対して不安や負担を感じている人の 44%が、「子どもの外遊びや登校などの目の届かない時の安全に関すること」に不安を感じていることがわかっています。

このことから、子どもが犯罪被害や交通事故に遭うことのない安心・安全な環境を推進していくため、学校や地域と連携を図りながら、自ら身を守ろうとする態度や交通安全について普及啓発を図るとともに、地域の見守り活動を充実させていきます。

また、保護者が安心して子育てを行うためには、子育てに適した生活空間の整備を図っていくことも重要であることから、引き続き子育て支援住宅の建設などを進めていきます。

<主な事業・取組>

■子どもの安全・安心を確保する地域づくり

事業・取組名	事業内容	担当部
犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業	「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」をもとに、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解を深めるため、広報及び啓発を実施するほか、子どもの見守り活動をはじめとした地域防犯活動への支援、連携体制の整備を行う。	市) 地域振興部
登下校時の見守り活動等の推進	地域の子ども見守り活動を推進し、子どもの安全確保を図るため、市立幼稚園・小学校・特別支援学校を対象に、登下校時の見守り活動、危険個所の巡視等を行うボランティアをスクールガードとして登録し、活動を行う。	教) 生涯学習部

⁵⁵ 【特定教育・保育施設等】子ども・子育て支援法による確認を受ける認定こども園、幼稚園及び保育所並びに小規模保育事業、家庭的保育事業等をいう。

学校における安全教育の充実	各学校・地域の実態に即した学校安全計画に基づき、実効性のある避難訓練を実施するとともに、子どもが自ら身を守ろうとする態度や、危険を予測し安全に行動するための能力を育む防災教育の充実を図る。	教) 学校教育部
---------------	--	----------

■子育てに適した生活空間の整備

事業・取組名	事業内容	担当部
子育て支援住宅の建設（市営住宅東雁来団地）	安心して子どもを生き育てることのできる居住環境づくりのため、子育て世帯を対象とした市営住宅を整備する。	都) 市街地整備部
公的住宅の供給	市営住宅の募集時において、母子（父子）・多子・大家族等の世帯に対しては、一般世帯に比べて当選確率を高める優遇制度を引き続き実施する。	都) 市街地整備部

基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

<現状と課題>

近年は、遊びや学びの態様が次第に変化するとともに、核家族化の進行（27 ページ・図 25 参照）や地域のつながりの希薄化などに伴って家庭や地域における教育力の低下が指摘されていますが、札幌市では、学校教育や保育、子どもの創造性を喚起する様々な体験機会を地域とも連携を図りながら提供してきたほか、家庭教育学級など親育ち支援もあわせて行うことで、子どもの健やかな成長を促してきました。

子どもの健やかな成長を支えるうえでは、様々な体験活動の経験が重要となりますが、平成 25 年度に実施した実態・意識調査では、「札幌は子どもが、自然、社会、文化などの体験がしやすい環境だと思う」と回答した割合は、大人で 54.9%、子どもが 59.3%となりました（9 ページ参照）。

権利条例の趣旨である「子どもの最善の利益」の実現に向けては、子どもが関わるあらゆる場が、自立した社会性のある大人へと成長する場であるとの共通認識のもと、より一層社会全体が連携・協力しながら、各施策で量的にも・質的にも拡充を図っていく必要があります。

一方、若者を取り巻く現状については、近年の生活様式の多様化や雇用状況の悪化などの影響から、ひきこもりやニート⁵⁶など社会的自立に困難を抱える若者は多く、平成 23 年度の札幌市の調査においても、市内のひきこもりの推計数は 9,523 人と、若者の 62.5 人に 1 人相当の数値（17 ページ・表 2 参照）となっていることから、困難を抱える若者が、様々なまちづくり⁵⁷活動へ主体的に参加し、社会的に自立していくことができるような環境を整えていく必要があります。

⁵⁶【ニート】仕事に就いておらず、就職活動もしていない若者のうち、家事も通学もしていない人。

⁵⁷【まちづくり】ここでは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的活動の総体をいう。

基本施策 1 幼児期の学校教育・保育の質の向上

<施策の方向性>

幼児期は、心情や基本的な生活習慣など、人格形成の基礎を培う非常に重要な時期です。

幼児期の子どもは、遊びや人との関わりを通して、自我や主体性を形成していくとともに、自分の周りを取り巻く社会への感覚を養うことで日々成長していくことから、この時期に質の高い学校教育・保育を安定的に提供することは、子どもの心身の健やかな成長を促進するうえで重要な意味を持ちます。

札幌市の就学前児童が日中に過ごす場を見ると、年齢が上がるにつれ、保育所または幼稚園に通う割合が増え、5歳児では、約95%が保育所または幼稚園を利用しています（12 ページ・図1 参照）。

このことから、幼児期の学校教育・保育に携わる幼稚園や保育所などの果たす役割が重要であることがわかります。

このため、札幌市においては、幼児期における子どもに質の高い教育・保育を安定的に提供するため、幼保小との密接な連携のもと、実践研究などによる幼児期の学校教育の充実や保育者に対する研修の充実などを推進していきます。

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
教育・保育の質の向上	子どもの育ちを支援する者の資質・専門性のより一層の向上に向け、認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業 ⁵⁸ 職員を対象とした研修を教育委員会と連携して体系化し、研修の実施など必要な支援を行う。また、人員配置や職員の処遇改善など保育環境の充実に向け、国に対する要望や施設等に対する支援を行うとともに、施設等に対する運営指導の強化を図る。	子) 子育て支援部 教) 学校教育部
認可外保育施設立入調査（巡回指導）	認可外保育施設に対して、運営状況の定期報告の義務付け、立入調査による施設の状況確認及び改善指導等を実施する。また、届出制の対象外施設である事業所内保育施設等に対しても児童福祉の観点から巡回指導による指導監督を実施する。	子) 子育て支援部
市立幼稚園研究実践の推進と発信	遊びを通して健やかな身体、豊かな心、学ぶ力など、生きる力の基礎を育む質の高い幼児期の学校教育を推進するため、市立幼稚園・認定こども園が実践研究に取り組み、その成果を市内の私立幼稚園・認定こども園・保育所等に発信する。	教) 学校教育部
幼児教育センターと市立幼稚園におけるセンター機能の充実	幼児教育センターと市立幼稚園・認定こども園が、札幌市の質の高い幼児期の学校教育を推進するためのセンター機能を担い、研究・研修の実施、幼児期の特別支援教育の区内体制の充実、幼保小連携の推進を図る。	教) 学校教育部
幼保小連携の推進	幼児期と児童期の教育を円滑に接続するため、各区の園長・校長及び連携担当者が一堂に会する幼保小連携推進協議会を設け、職員交流や研究交流・情報交流などを行う。	教) 学校教育部 子) 子育て支援部

⁵⁸ 【地域型保育事業】 児童福祉法に基づく認可を受けた小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業をいう。

基本施策 2 充実した学校教育等の推進

<施策の方向性>

子どもが将来自立した社会性のある大人へと成長していくためには、子どもが多くの時間を過ごす「学校」での取組は大変重要です。

札幌市の学校教育においては、自ら学び、共に生きる力を培う学びの推進として、「分かる・できる・楽しい授業の推進」、「課題探究的な学習の推進」、「体力向上の推進」、「進路探究学習の推進」、「札幌らしさを実感するとともに国際性を育む学びの充実」などに特に力を入れて取組を推進していますが、今後も「自立した札幌人」の育成に向け、創造的に考え、主体的に行動したり、ふるさと札幌を心にもち、国際的な視野で学び続けたりする子どもを育ていけるよう、取組を推進していきます。

また、子どもの教育に関し、親等が家庭で子どもに対して行う家庭教育は、すべての教育の出発点であることから、家庭の教育力の向上を図ることは極めて重要であるとともに、社会全体で子どもを支えていくためには、学校と地域がお互いの教育力を最大限に発揮して、一体的な取組を進めることが不可欠です。このことから、家庭や地域の持つ力が十分に発揮されるよう、親の育ちを支えるとともに、地域で活動する方々の協力を得ながら、子どもを見守り豊かに育むための「家庭及び地域における教育力の向上」に努めていきます。

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」の推進	「分かる・できる・楽しい授業」づくりに向け、各学校において、それぞれの実情に合わせた学力の3要素（学ぶ意欲、学んだ力〔基礎的・基本的な知識・技能〕、活かす力〔思考力・判断力・表現力等〕）のバランスを分析し、『学ぶ力』育成プログラムを作成・実行するとともに、家庭や地域と一体となった取組を促進するために情報発信を充実させ、さらに、市全体の共通指標（子どもの自己評価）を導入して、検証改善サイクルの確立を図る。	教) 学校教育部
【新規】 市立札幌開成中等教育学校における課題探究的な学習モデル研究の推進	市立札幌開成中等教育学校において、国際バカロレアのプログラムを活用した課題探究的な学習モデルを推進し、すべての市立学校において思考力・判断力・表現力や国際感覚、課題発見解決力等を育成する学習を充実・発展させる。	教) 学校教育部
体力向上の推進	体力・運動能力、運動習慣に関する各種調査の実施や体力向上策等の実践研究とともに、「さっぽろっ子『健やかな身体』の育成プラン」を踏まえた、体育等の授業改善の取組や縄跳び運動の推奨・促進など運動に親しむための工夫・環境づくり等により、各学校での指導の充実を図るほか、運動部活動の充実に向けた検討と取組を一層推進する。また、家庭での日常的な取組や地域でのスポーツイベント等への参加について啓発するなど、家庭や地域と連携した取組を推進する。	教) 学校教育部
進路探究学習の充実	主体的に自己の進路を選択できる能力を高め、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための資質や能力を育むため、小学校段階から職業体験などの社会体験	教) 学校教育部

	を多く経験し、働くことや職業を自分との関わりの中で考えたり、自分の将来を展望したりするなど、自分らしい生き方を考えていけるよう、進路探究学習を充実する。	
札幌らしい特色ある学校教育の推進	各幼稚園・学校において、「札幌らしい特色ある学校教育」として共通に取り組む「雪」「環境」「読書」の三つのテーマを中核とし、札幌の自然環境・人的環境・文化的環境などを生かしながら、体験的な活動や、生涯にわたり学び、向上し続けようとする意欲を培うための基盤となる学習活動に取り組む。	教) 学校教育部
外国語指導助手(ALT)の活用の推進	外国語活動及び外国語の授業等を通して、児童生徒の異文化を理解し協調する態度やコミュニケーション能力を育むため、外国語指導助手(ALT)を配置し、その活用の工夫を図る。	教) 学校教育部
情報教育の充実	日常的に様々なメディアやICT(情報通信技術)を活用した学習機会の充実を図り、子どもが情報モラルを含めた情報活用能力を身に付けられるような取組を行う。	教) 学校教育部
家庭教育学級の推進 [再掲]	親等が、子どもとの接し方や親としての役割などについて、園・学校単位で自主的・計画的に学習する家庭教育学級を推進する。	教) 生涯学習部
親育ち応援団の充実 [再掲]	講演会などを通じて、子育て中の親等を対象に、生活習慣、しつけ、社会のルールなどの知識や技術習得などの情報発信や相談助言等を行い、家庭教育の必要性や重要性の意識付けを図る。	教) 生涯学習部
サッポロサタデースクール事業の実施	地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の豊かな社会資源を活用した学習支援や地域の伝統文化体験活動等のプログラムを土曜日や学校の長期休業中に学校施設等を活用して実施することを通じて、地域の教育力の向上を図るとともに、地域と学校の連携の仕組みを整える。	教) 生涯学習部

基本施策3 子どもの健やかな育ちを支援する環境の充実

<施策の方向性>

子どもの心身の健全な育成を促すためには、まず子どもが安心して自由に遊べる場所を地域に確保することが重要です。

札幌市では、これまで、子どもが安心して自由に遊べる場所として、公園・緑地等の整備を進めきたほか、児童会館やミニ児童会館⁵⁹などを整備し、小学校区ごとに放課後の居場所づくりを進めてきました。

さらに、放課後帰宅しても保護者が就労等により不在となる小学生に対して、適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図るため、児童会館やミニ児童会館に児童クラブ⁶⁰を開設し、児童クラブに登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図ってきました。また、一定の要件のもとで民間児童育成会⁶¹への助成を行ってきました。

⁵⁹【ミニ児童会館】小学校区内に児童会館がない地域の小学校の余裕教室等を活用して設置する児童会館を補完する施設。

⁶⁰【児童クラブ】放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対する適切な遊び及び生活の場を与えると同時に、その健全育成を図る事業で、児童会館及びミニ児童会館で行うものをいう。

⁶¹【民間児童育成会】放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図る民間組織の総称。

修正点 7

しかしながら、一部の放課後児童クラブ⁶²においては、登録児童数の増加により、過密化が生じていることから、これを解消していく必要があります。

このことから、札幌市では、子どもが安心して自由に遊べる場所として、引き続き、公園・緑地等の整備や児童会館・ミニ児童会館事業等を推進するとともに、小学校と児童会館の併設化や民間児童育成会とも連携を図りながら札幌市全体で、放課後児童クラブの過密化の解消と利便性の向上を図っていきます。あわせて、児童会館等の遊びの場・生活の場としての機能の充実に努めていきます。

また、次代を担う子どもが、規範意識や社会性、他人を思いやる心などを身に付けながら自己を確立できるよう、幼児期から学童期を通して、様々な体験活動の機会を提供していく必要があります。

札幌市では、子どもの自主性、創造性、協調性を育むために、既存の公園などを活用しながら子どもが自由に遊べる場「プレーパーク」の拡充や文化・芸術、スポーツ活動など、多様な体験機会を提供してきました。

今後も様々な団体や地域とも連携しながら、札幌の自然や文化などの特徴なども生かして、引き続き、子どもの健やかな成長を育む多様な体験機会の提供を推進していきます。

このほか、近年のインターネットや携帯電話の普及などにより、子どもが有害情報に接する機会が増えていることなども含め、子どもの健全な育成に悪影響を与えることのないよう、有害環境の排除や保護者や子どもへの啓発活動等を地域ぐるみで推進します。

修正点 8

<主な事業・取組>

■放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供

事業・取組名	事業内容	担当部
公園・緑地等の整備	身近な緑を増やし、均衡のとれた街並みの形成を図るとともに、今ある緑を保全、育成する。	環) みどりの推進部
地域と創る公園再整備事業	公園の再整備に際し、公園利用者のニーズに沿った公園を創るためにワークショップ等を積極的に活用し、より合目的な整備計画の充実に努める。	環) みどりの推進部
安全・安心な公園再整備事業	公園利用者の利便性の向上の為、ユニバーサルデザイン ⁶³ に配慮しながら公園整備を進める。	環) みどりの推進部
児童会館・ミニ児童会館事業	児童の文化的素養等を培うため、児童会館やミニ児童会館において、児童・父母が共に参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などを行う。また、児童会館・ミニ児童会館においては、児童クラブに登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図る。 ※放課後子ども総合プラン ⁶⁴ に基づく目標事業量等 誤： 【児童クラブを開設している児童会館及びミニ児童会館の箇所数】 平成26年度：187か所⇒平成31年度：195か所 正： 【小学校に併設する児童会館及びミニ児童会館の箇所数】 平成26年度：87か所⇒平成31年度：96か所	子) 子ども育成部

他の修正

⁶² 【放課後児童クラブ】放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図る事業の総称。

⁶³ 【ユニバーサルデザイン】子ども、高齢者、障がい者のための特別な仕様を作るのではなく、最初から多くの人の多様なニーズを反映して作られた製品、建物、環境のデザイン。

⁶⁴ 【放課後子ども総合プラン】すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に実施すること等について、計画的な整備等を進めることを目的として、厚生労働省と文部科学省が共同して策定した計画。なお、放課後子ども総合プランに基づく取組内容は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に盛り込むこととされている。

	<p>【放課後子供教室⁶⁵の整備計画】（平成 27 年度から平成 31 年度まで）</p> <p>すべての児童の放課後等の安全・安心な居場所を確保するため、児童会館等における放課後子供教室事業の実施を継続し、実施箇所数 207 か所を維持していく。</p> <p>【放課後児童クラブの開所時間】</p> <p>児童クラブについては、学校授業日は放課後から 19 時まで、土曜日・長期休業日は 8 時から 19 時まで開所する。</p>	
【新規】 新型児童会館整備事業	既存の児童会館及びミニ児童会館（放課後子ども館 ⁶⁶ を含む。）を、小学校（必要に応じ、まちづくりセンターや地区会館など地域のまちづくり活動施設）と併設した児童会館として再整備を進める。	子) 子ども育成部 教) 生涯学習部 市) 地域振興部
【新規】 放課後児童クラブの過密化の解消[再掲]	ミニ児童会館や新型児童会館において、放課後児童クラブが過密化している場合は、小学校の余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等（以下、「余裕教室等」という。）の積極的な活用により、過密化の解消を図る。また、教育委員会及び子ども未来局が設置する連携会議において、ミニ児童会館及び新型児童会館の運営やその整備の推進、並びに余裕教室等の積極的な活用等について協議を行う。	子) 子ども育成部 教) 生涯学習部
民間児童育成会への支援	「札幌市児童健全育成事業実施要綱」に基づき、保護者の就労等による留守家庭児童を対象に、遊びなどの指導を通じた健全育成を図っている民間の児童育成会に対し、登録児童数等に応じて助成金の交付等を行う。	子) 子ども育成部
児童会館における中・高校生の利用促進	中・高校生の健全育成のための放課後の居場所づくりの必要性から、児童会館の開館時間を延長する等の方法により、利用の促進を図る。	子) 子ども育成部
【新規】 児童会館の地域交流の推進	子どもの社会性を育む機会を創出するため、地域公開日の設定など、多世代交流の促進や地域との相互理解につながる事業を展開する。	子) 子ども育成部

■多様な体験機会の提供

事業・取組名	事業内容	担当部
【新規】「子どもの体験活動の場」事業	子どもの自立性・社会性・創造性を高めることを目的に、多様な体験活動の機会を子どもに提供するため、旧真駒内緑小学校跡施設の 1 階の一部や体育館及びグラウンドの一部を活用して、子どもが自主的に様々な体験活動を行うことができる空間をつくる。	子) 子ども育成部
【拡充】 プレーパーク推進事業	子どもの自主性、創造性、協調性を育むことを目的として、既存の公園などを活用しながら、規制を極力排除した子どもの遊び場を地域住民等が開催・運営する取組「プレーパーク」を推進する。	子) 子ども育成部
小・中・高校生等の育児体験支援	小・中・高校生等を対象として、乳幼児とふれあうことにより、命の尊さ、男女がともに育児に関わることの大切さ等を伝えていくため、子育て支援総合センターや学校を会場とする子育てサロン等において、子育てに関する多様な体験ができる場を提供する。	子) 子育て支援部

⁶⁵ 【放課後子供教室】すべての子どもを対象に、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供する取組。

⁶⁶ 【放課後子ども館】余裕教室がなく、当面ミニ児童会館が整備できない小学校において、放課後等に一時的に使われていない教室等を活用し、放課後の居場所とする事業。

■子どもをとりまく有害環境対策の推進

事業・取組名	事業内容	担当部
心豊かな青少年を育む札幌市民運動	これまでの「非行化防止」から「健全育成」を重点とした市民運動の推進のため、全市的な取組としての「青少年を見守る店」の登録推進活動の展開や市内の全市立中学校に「中学校区青少年健全育成推進会」を設置し、各地域での啓発活動を展開する。	子) 子ども育成部
青少年育成委員会事業[再掲]	地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を設置（90 地区・1,800 人）し、文化体験・スポーツ大会など青少年に関わる健全育成事業や地域における安全・安心な環境づくり事業を推進する。	子) 子ども育成部
少年育成指導員による指導・相談[再掲]	思春期の子どもの喫煙や怠学など問題行動に早急に対応するため、繁華街や駅などを巡回して声かけを行い、子どもへの親身な指導、助言などを通して非行化の未然防止や、悩みごと等に係る相談アドバイスに努める。	子) 子ども育成部

基本施策 4 社会的自立が困難な若者への支援体制の充実

<施策の方向性>

ひきこもりやニート⁶⁷などの困難を抱える若者が真に社会の一員として自立するためには、単に親から独立して、就職したり家庭を築くだけでは不十分であり、若者同士での仲間づくりや、地域社会への自主的な参加など、社会性を身に付けることが重要です。

また、若者の自立を進めていくうえでは、地域における教育機関や企業・団体など、関係機関と連携・協力して支援していく必要があるとともに、小中学校での不登校が長期のひきこもりにつながっていくことがあることから、少年期からの連続した支援が必要となります。

札幌市では、これまで、若者の社会参加と自立の支援施策の指針となる「札幌市若者支援基本構想」（平成 21 年 4 月策定、計画期間：平成 22 年度～平成 31 年度）に基づき、「さっぽろ若者支援ネットワーク」の中核施設として「若者支援総合センター」が、困難を抱える若者の社会的セーフティネット⁶⁸の役割を果たすとともに、関係機関との連携・協力による若者同士の交流促進や就労支援の実施など、社会的自立を促してきました。

今後も、若者支援総合センターを中核施設として、教育機関などと連携した自立支援プログラムの充実を図るとともに、身近な地域における相談・支援や少年期からの連続した相談・支援を推進していきます。

さらに自立が必要な若者の社会参加を促進するため、地域の企業や団体とのネットワーク充実のもと、伴走型支援⁶⁹者の育成などによる就労支援の充実を図っていきます。

⁶⁷【ニート】仕事に就いておらず、就職活動もしていない若者のうち、家事も通学もしていない人。

⁶⁸【セーフティネット】「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。

⁶⁹【伴走型支援】支援者がマンツーマンで対象者を担当し、社会適応のプロセスを支援するという支援モデル。

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
中学校卒業者等進路支援事業	中学校及び高校卒業時、または高校中退時に進路が未定で、社会的自立に不安のある生徒が困難を有する状態となることを未然に防止するため、若者支援総合センターへつなげ、就労支援や児童会館等を活用した学び直し支援を実施する。	子) 子ども育成部
市立札幌大通高等学校の支援	市立札幌大通高等学校に在籍する不登校経験や発達上の課題を抱える生徒等に対し、学び直しの機会などを提供するなど、外部支援者の協力を得ながら組織的・継続的に支援を行うとともに、生徒が地域社会の中で貢献できるような活動も行いながら、個々の生徒の社会的自立を図る。	教) 学校教育部
困難を有する若者への相談支援及び支援機関ネットワークの充実	若者支援施設の中核である札幌市若者支援総合センターにおいて、ひきこもりやニート等困難を有する若者のための相談事業や、自立支援プログラムを実施するなど、若者の社会的自立に向けた総合的な支援を行う。また、「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」をはじめとする支援機関の連携により、困難を有する子ども・若者を速やかに適切な支援機関へつなげられるように取り組む。	子) 子ども育成部
【拡充】社会体験機会創出事業	困難を有する若者の職業適性の把握や自信の回復のため、職業体験の機会を提供する協力企業等を開拓し、若者と企業等とのマッチングを実施する。また、若者を個別にサポートする地域ボランティアを募集、育成し、ボランティアによる若者と企業等との社会体験の調整をはじめとする伴走型支援に取り組む。	子) 子ども育成部

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

＜現状と課題＞

権利条例では、「すべての子どもは、生まれたときから権利の主体として、毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができ、そのために、子どもにとって最もよいことは何かを考えながら子どもの権利を大切にしていくこと」を、大人の責務として明記しています。

また、子ども・子育て支援法の基本理念では、「子ども・子育て支援給付その他子ども・子育て支援の内容及び水準は、すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と明記されていますが、すべての子どもの健やかな成長のためには、地域や関係機関との十分な連携のもと、個々の子どもが置かれた状況や有している課題に配慮したきめ細やかな支援を進める必要があります。

基本目標4では、虐待のほか様々な理由で保護者のもとを離れて育つ子どもや障がいのある子ども、ひとり親家庭の子どもなど、配慮を要する子どもたちが、適切な支援を受けて自立していける環境を目指し、体制の充実を進めていきます。

札幌市では、「社会的養護」のもとで生活する子ども（家庭を離れて里親や児童養護施設等で生活する子ども）の数は、過去5年間の推移をみても650人を超える水準で推移していますが（24ページ・図20参照）、その多くが、虐待等により心に深い傷を負っています。

こうした子どもたちの支援においては、大人との安定した関係のもとで「大切にされる経験」を重ね、安心感や自己肯定感を育むことが重要であり、そのため、社会的養護においては、大規模な施設環境ではなく、少人数による「家庭的な環境」が望ましいとされています。

国の指針においては、最も家庭的な環境である里親やファミリーホーム⁷⁰を推進するとともに、児童養護施設の小規模化（定員減及び小規模ケア化⁷¹）、地域分散化⁷²（グループホームの設置）を進めることとしており、札幌市においても、より家庭的な環境を提供できる環境整備を進める必要があります。

また、自立の際にも保護者からの支援を受けにくい子どもたちであることを踏まえ、退所後の社会的自立に向けた支援についても、引き続き進めていく必要があります。

札幌市における18歳未満の身体障害者手帳の所持者数は、1,600人台で推移していますが、療育手帳の所持者数は、平成20年度の3,482人から平成25年度は4,696人と、6年間で約35%も増加しており、支援を必要とする障がいのある子どもは増加しています（15ページ・図8参照）。

さらに、障がいや確定できない発達が気になる子どもや親が障がいに気付けない子どもなど、潜在的に支援を必要とする子どもの数も多いものと考えられます。

札幌市では、このよう状況の中で、乳幼児健康診査の充実など、様々な方法で障がいの早期発見・早期療育に取り組むとともに、通所型の福祉サービスの充実や学校教育における特別支援学級の増設などに取り組んできました。

今後、誰もが互いの人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けては、より一層社会全体が、障がいのある子どもたちへの理解を深めるとともに、不安を抱える保護者の心情に寄り添いながら、合理的な配慮のもとで支え合う環境を整えていくことが求められています。

⁷⁰【ファミリーホーム】1ホームの定員5～6人で、養育者の住居で行う里親型のグループホーム。

⁷¹【小規模ケア化】児童養護施設等において小規模なグループによる養育を行う体制を整備すること。

⁷²【地域分散化】施設機能を地域に分散させ、施設を地域の社会的養護の拠点にしていくこと。

ひとり親家庭の世帯数の状況については、母子家庭、父子家庭ともに世帯数が増加傾向にありますが(27ページ・図 26 参照)、多くの家庭において、不安定な収入による生活への不安など多岐にわたる問題を抱えています。

札幌市では、これまで、母子家庭等自立促進計画(第1次(平成17年度～平成19年度)、第2次(平成20年度～平成24年度))に基づき、子育て・生活支援や就業支援の充実など、計画に掲げた施策を着実に実施してきました。

しかしながら、平成24年10月に実施したひとり親家庭等に対するアンケート調査では、多くのひとり親家庭において、子どもの学習面で不安を抱えていること、就業・収入が不安定であることなどが明らかになるとともに、ひとり親家庭を対象とした行政施策の認知度が低いという状況が判明しており、今後は、これらの課題に対応するため、施策のより一層の推進が求められています。

基本施策 1 社会的養護の取組の充実

＜施策の方向性＞

保護者から離れて生活することを余儀なくされた子どもたちに対しては、安全・安心な環境を保障し、特定の大人との安定した関係の中で「信頼感」や「自信」を得て健やかに成長できる「家庭的な環境」を提供する必要があります。

札幌市では、これまでも、里親やファミリーホーム⁷³の拡充、児童養護施設の小規模ケア化⁷⁴や地域分散化⁷⁵等、家庭的な養育環境を整備してきました。

今後も、より多くの子どもたちに適切な環境を提供できるよう、引き続き社会的養護体制の整備を推進していきます。

併せて、施設職員の専門性向上に取り組むとともに、将来の自立を援助する方策として、学習支援や就労支援等を引き続き進めていきます。

＜主な事業・取組＞

事業・取組名	事業内容	担当部
【拡充】家庭的な養育環境の整備	里親の委託を進めるとともに、5～6人の子どもを養育者の住居で育てる「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）」を実施する。さらに、老朽化した児童養護施設については、国の指針に基づき、ケア単位の小規模化及びグループホームの設置を進める。	子) 児童福祉総合センター
子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施	家庭での養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で子どもを一時的に預かる。	子) 児童福祉総合センター
児童養護施設等基幹的職員研修会の実施	施設等に入所している子どもや家庭への支援の質を確保するために、児童福祉施設職員等の研修を実施し、専門性の向上を図る。	子) 児童福祉総合センター
児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）	義務教育終了後に児童養護施設や児童自立支援施設を退所して就職する子どもが社会的自立を目指して共同で生活する児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を実施する。	子) 児童福祉総合センター
施設に入所している子への学習・就労支援	施設等に入所中の子どもに対し、大学生などの有償ボランティアによる学習支援を行うとともに、「就労支援コーディネーター」を派遣し、きめ細やかな就労支援を行う。	子) 児童福祉総合センター
【新規】情緒障害児短期治療施設の開設	休止中の児童心療センターの入院病棟を活用し、被虐待などで心の問題を抱え、家庭や学校などで適応が難しい子ども達に対して心理治療、支援を行う児童心理治療センター（情緒障害児短期治療施設）を平成 27 年 4 月に開設する。	保) 児童心療センター

⁷³ 【ファミリーホーム】 1 ホームの定員 5～6 人で、養育者の住居で行う里親型のグループホーム。

⁷⁴ 【小規模ケア化】 児童養護施設等において小規模なグループによる養育を行う体制を整備すること。

⁷⁵ 【地域分散化】 施設機能を地域に分散させ、施設を地域の社会的養護の拠点にしていくこと。

基本施策2 障がいのある子ども・発達が気になる子どもへの支援の充実

<施策の方向性>

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える「共生社会」を目指し、障がいのある子どもが個々の力を十分に発揮して成長できるよう、障がいや発達の状況に応じた配慮のもと、障がいのない子どもと共に成長していける環境づくりを社会全体で進めていくことが重要です。

また、平成25年度に実施した障がいのある子どもの保護者を対象としたアンケート調査において、今後の教育や療育について、どのような点に力をいれるべきか聞いたところ、「義務教育終了後の進路の確保（49.0%）」「障がいに応じた教育内容の充実（45.9%）」「通常の学級、保育所、幼稚園への受入れの充実（33.1%）」との回答が上位を占める結果となりました（17ページ・図10参照）。

これらのことから、今後は可能な限り障がいのある子どもが障がいのない子どもと共に成長できるよう保育所や幼稚園、学校などの受入れ体制の充実を図るとともに、身近な地域における障がい児支援等の専門的な支援の場・相談の場の確保に努めるなど、関係機関や地域住民と密接に連携し、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な福祉サービスの提供体制を整えていきます。

<主な事業・取組>

■乳幼児期における早期発見・早期対応

事業・取組名	事業内容	担当部
乳幼児健康診査 [再掲]	4か月児、10か月児（再来）、1歳6か月児、3歳児、5歳児に対する健康診査を保健センターで実施し、疾病や障がいの早期発見、健全な発育・発達の促進、育児不安の軽減を図る。	保) 保健所
乳幼児精神発達相談	発達に心配のある乳幼児とその親に対し、保健センターで個別の相談を行い、子どもの発育・発達に関する相談・助言を行い、必要に応じて療育機関及び相談機関の紹介を行う。	保) 保健所
療育支援事業（さっぽ・こども広場）	発達に心配のある子どもを対象に、市内21会場で療育支援を行い、子どもの発達を促すとともに、保護者の悩みや相談に応じ、適切な情報提供を行う。	子) 児童福祉総合センター
障がい児医療訓練事業	発達の遅れや身体の障がい疑われる乳幼児を早期に診断し、療養生活における不安の解消を図るため、療育に関する相談、指導を行う。	子) 児童福祉総合センター
幼児教育センターと研究実践園の教育相談の充実	就学前（主に2歳から6歳まで）の発達に心配のある幼児をもつ保護者を対象として、幼児教育センターと研究実践園において、支援の在り方や就学に向けた教育相談を実施する。	教) 学校教育部
【新規】(仮称)子ども発達支援総合センターの開設	発達に遅れや障がいのある子ども、心の悩みを抱える子ども、子どもの発達に不安を抱える親などに対し、子どもの体の発達と心の成長の両面からアプローチし、より適切かつ質の高い医療・福祉支援を多角的に提供することを目指す複合施設として、平成27年4月に(仮称)子ども発達支援総合センターを開設する。	保) 障がい保健福祉部 保) 児童心療センター

	<p>【複合施設構成施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども心身医療センター（診療所・新設） ・自閉症児支援センター（福祉型障害児入所施設・新設） ・児童心理治療センター（情緒障害児短期治療施設・新設） ・かしわ学園（福祉型児童発達支援センター⁷⁶・既設） ・ひまわり整肢園（医療型児童発達支援センター⁷⁷・既設） 	
--	---	--

■サービス提供体制の充実

事業・取組名	事業内容	担当部
児童発達支援・放課後等デイサービス	<p><児童発達支援></p> <p>未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。</p> <p><放課後等デイサービス></p> <p>就学している障がい児に対し、授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。</p>	保) 障がい保健福祉部
医療型児童発達支援事業	就学していない肢体不自由児を対象に、保育、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、精神発達相談、保健相談、摂食支援及び栄養相談並びに小児科及び整形外科の診察などの総合的な療育を行う。また、地域との結びつきを大切にし、関係機関と連携を取り、子どもの支援に生かしていく。	保) 障がい保健福祉部
保育所等訪問支援	専門職員が保育所などを訪問し、集団での生活に必要な訓練やスタッフへの助言などを行う。	保) 障がい保健福祉部
障害児相談支援	児童発達支援・放課後等デイサービスなど障害児通所支援を適切に利用するための計画を作成するとともに、定期的にサービスの利用状況の検証・見直し等を行う。	保) 障がい保健福祉部
自閉症・発達障害支援センター事業	発達障がいの早期発見、早期の支援を図るため、障がい児・者や家族に対する情報提供や相談支援を実施する。	保) 障がい保健福祉部
障がいのある子どもへの移動支援	障がいのある子どもの通学時の安全確保や保護者の就労を促進するため、保護者の就労や障がい等により通学に付き添うことができない世帯を対象として、一人での通学が困難な子どもへの移動支援を行う。	保) 障がい保健福祉部
地域ぬくもりサポート事業	障がいのある人に対する理解促進を図り、自立生活を地域全体で支えていくため、地域住民による有償ボランティア活動を支援する仕組みを整備する。	保) 障がい保健福祉部
【新規】(仮称) 子ども発達支援総合センターの開設[再掲]	発達に遅れや障がいのある子ども、心の悩みを抱える子ども、子どもの発達に不安を抱える親などに対し、子どもの体の発達と心の成長の両面からアプローチし、より適切かつ質の高い医療・福祉支援を多角的に提供することを目指す複合施設として、平成 27 年 4 月に(仮称)子ども発達支援総合センターを開設する。	保) 障がい保健福祉部 保) 児童心療センター

⁷⁶ 【福祉型児童発達支援センター】児童発達支援に加えて、地域の障がい児やその家族への支援、障がい児を支援する施設への援助や助言を行う施設。

⁷⁷ 【医療型児童発達支援センター】医療型児童発達支援に加えて、地域の障がい児やその家族への支援、障がい児を支援する施設への援助や助言を行う施設。

	<p>【複合施設構成施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども心身医療センター（診療所・新設） ・自閉症児支援センター（福祉型障害児入所施設・新設） ・児童心理治療センター（情緒障害児短期治療施設・新設） ・かしわ学園（福祉型児童発達支援センター・既設） ・ひまわり整肢園（医療型児童発達支援センター・既設） 	
--	---	--

■学校教育・保育等における支援体制

事業・取組名	事業内容	担当部
障がい児保育事業 （障がい児保育巡回指導含む）	認可保育所に入所している障がい児に対して、一人一人の障がいに配慮した保育が実施されるよう適切な支援を図るとともに、障がい児の集団保育が適切に行われるよう保育士（必要に応じて保護者）に対して、専門職による支援を行う。	子) 子育て支援部
幼稚園訪問支援等を通じた私立幼稚園における特別支援教育の推進	私立幼稚園で特別な教育的支援を必要とする幼児の円滑な受け入れを促進するため、市立幼稚園の幼児教育支援員が私立幼稚園を訪問し、個別の指導計画の作成支援や教員相談を行うとともに、特別支援担当者向け研修会を実施するなど、私立幼稚園の支援体制の構築と特別支援教育の質的向上を図る。	教) 学校教育部
支援をつなぐ幼保小連携の推進	特別な教育的支援を必要とする子どもについて、幼稚園・認定子ども園・保育所等から小学校へ情報をつなぐための区幼保小連携推進協議会や医療・福祉等の関係諸機関を交えて移行期の適切な支援を検討するケース検討会議の推進などを通して、幼児期から児童期への円滑な接続を行う。	教) 学校教育部 子) 子育て支援部
校内における子どもの支援体制の充実	特別な教育的支援を必要とする子どもに対して学校生活上必要な支援を行う学びのサポーターの効果的な活用をはじめ、支援を要する子どもへの校内支援体制の充実を図る。	教) 学校教育部
個別の教育支援計画作成による支援の推進	各学校に対して、子どもの成長の様子や必要な支援などが記録されているサポートファイルの活用を促すなどして、特別な教育的支援を必要とする子どもの「個別の教育支援計画」の作成を推進するとともに、就学、進学時等の引継や関係機関との連携など、計画を活用した支援の充実を図る。	教) 学校教育部
【拡充】特別支援学級の整備・拡充	できるだけ身近な地域で学べる環境づくりを目指し、子どもの状態等に十分配慮しながら、特別支援学級の整備・拡充を図る。	教) 学校教育部
障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習の推進	特別支援学校で学ぶ子どもが居住する地域の小・中学校で学ぶことを支援する地域学習の充実を図るなど、障がいのある子どもとない子どもとのふれあいや共に学ぶ取組を推進する。	教) 学校教育部
【新規】市南部への高等支援学校の整備	市内の高等支援学校（高等養護学校）が、市北部に偏在していることによる、障がいのある生徒の遠距離通学の解消を図る。	教) 学校教育部
教育相談の充実	特別な教育的支援を必要とする子どもの相談件数の増加や、相談内容の複雑・多様化に対応するため、受付方法や相談枠をはじめとする相談体制の見直しを図り、発達障がいや不登校等の心配のある子どもやその保護者への教育相談の充実を図る。	教) 学校教育部

児童会館等における障がい児の受入	児童会館やミニ児童会館 ⁷⁸ 等が、障がいのある子どもにとっても放課後の居場所となるよう、より利用しやすい環境づくりを進める。	子) 子ども育成部
------------------	--	-----------

基本施策3 ひとり親家庭への支援の充実

<施策の方向性>

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っており、子育て、家事、仕事等の生活全般で様々な困難を抱えている家庭が多いことから、個々の家庭の状況に応じた就業支援や経済的支援など、きめ細やかで総合的な支援が必要です。

さらに、ひとり親家庭の子どもについても、親との死別、離別といった経験や生活環境の変化により、学習や進学に対する不安や生活上の悩みを抱えがちであることから、子どもの成長過程における不安等への十分な配慮が必要となります。

札幌市では、これまでの母子家庭等自立促進計画に、ひとり親家庭の子どもへの学習支援や各種就業支援の父子家庭への対象拡大などの支援策を加える形で、新たに「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」を平成26年1月に策定したところであり、就業機会を創出するための支援や子どもへの学習支援など、「ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長」を基本理念に、母子福祉団体などの関係団体とも連携しながら、きめ細やかで総合的な支援を推進していきます。

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
母子家庭等日常生活支援事業	就職活動や疾病等により日常生活を営むのに支障がある場合に、家庭生活支援員を派遣し、家事の援助を行う。	子) 子育て支援部
母子生活支援施設	生活、住宅、就職等の問題を抱える母子に生活の場を提供するとともに、自立のための支援・指導を行う。	子) 子育て支援部
ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	ひとり親家庭の子ども(小学校3年生～中学校3年生)に対し、学習支援により学習習慣を身に付けさせ、基礎学力の向上を図るとともに、進路等の相談を通じひとり親家庭の自立を促進する。	子) 子育て支援部
ひとり親家庭等就業支援センター事業	就業相談や就職のための資格取得講習会の実施、さらには就業情報の提供から職業紹介に至る一貫した就業支援サービスを実施する。	子) 子育て支援部
ひとり親家庭就業機会創出事業	ひとり親家庭の就業機会を創出するため、ひとり親家庭に理解ある企業を開拓し、ひとり親家庭を対象として合同就職説明会を実施する。	子) 子育て支援部
母子家庭等自立支援給付金事業	資格取得や職業能力開発を目的とした講座を受講したり、資格取得に係る養成校に通った場合に、給付金を支給し、就職活動に有利な技能取得を支援する。	子) 子育て支援部
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の子ども、母親もしくは父親に対し、保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成する。	保) 保険医療部
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	経済的自立と生活意欲の助長を図るために必要とする資金の貸付を行い、ひとり親家庭等の自立を促進する。	子) 子育て支援部

⁷⁸ 【ミニ児童会館】 小学校区内に児童会館がない地域の小学校の余裕教室等を活用して設置する児童会館を補完する施設。